

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成28年第4回沖縄県議会（9月定例会）

平成28年10月6日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成28年10月 6 日 木曜日
開 会 午前10時 2 分
散 会 午後 3 時59分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第 8 号議案 沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の
写し等の交付手数料条例
- 2 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 3 乙第18号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 4 乙第19号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 5 請願第 4 号及び第 8 号、陳情第49号、第54号、第62号、第77号、第82号、
第86号、第89号の 2、第94号、第102号、第120号及び第121号
- 6 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について
- 7 調査日程について
- 8 閉会中継続審査・調査について
- 9 視察調査日程について（海外）

出 席 委 員

委 員 長 山 内 末 子 さん
副 委 員 長 瀬 長 美 佐 雄 君
委 員 西 銘 啓 史 郎 君

委	員	山	川	典	二	君
委	員	砂	川	利	勝	君
委	員	島	袋		大	君
委	員	大	城	一	馬	君
委	員	新	里	米	吉	君
委	員	親	川		敬	君
委	員	玉	城	武	光	君
委	員	金	城		勉	君
委	員	大	城	憲	幸	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農	林	水	産	部	長	島	尻	勝	広	君
農	業	振	興	統	括	監	長	嶺	豊	君
農	政	経	済	課	長	崎	原	盛	光	君
村	づ	く	り	計	画	課	長	大	村	学
農	地	農	村	整	備	課	長	本	原	康太郎
水		産		課	長	新	里	勝	也	君
漁	港	漁	場	課	長	島	袋		均	君
商	工	労	働	部	長	屋	比久	盛	敏	君
産	業	政	策	課	長	伊	集	直	哉	君
も	の	づ	く	り	振	興	課	長	山	城
山	城	貴	子	さん						
労	働	政	策	課	長	屋	宜	宣	秀	君
文	化	観	光	ス	ポ	ー	ツ	部	長	前
前	田	光	幸	君						
観	光	整	備	課	長	平	敷	達	也	君
文	化	振	興	課	長	茂	太		強	君
空	手	振	興	課	長	山	川	哲	男	君

スポーツ振興課長 瑞慶覧 康 博 君

○山内末子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第8号議案、乙第17号議案から乙第19号議案まで、請願第4号外1件、陳情第49号外10件、本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について、調査日程について、閉会中継続審査・調査について及び視察調査日程についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、農林水産部長から台風第18号に係る農林水産部関係の被害状況について報告を聴取した。)

○山内末子委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第8号議案沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例の審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長

○島尻勝広農林水産部長 それでは、平成28年第4回沖縄県議会（定例会）議案（その2）一議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書17ページをお開きください。

乙第8号議案沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例についてであります。

本議案を提出する理由は、行政不服審査法が全部改正され、土地改良法に基づく土地改良区の設立認可の異議の申し出等に係る書面等の写し等の交付を求めることができることとなったことに伴い、当該交付に関する事務について、手数料の徴収根拠を定める必要があるためであります。

それでは議案の概要について、別にお配りしております乙号議案説明資料において、説明いたします。

乙号議案説明資料の1ページをお開きください。

議案の概要といたしましては、1、行政不服審査法が全部改正され、異議の

申し出人等は、書面または書類の閲覧に加え、その写しの交付を審理員に求めることができることとなりました。

2、写しの交付を受ける者が実費の範囲内において、条例で定める額の手数料を納めなければならないことも新たに規定されました。

3、当該異議の申し出等に係る手数料徴収根拠について定めるものとなります。

4、条例の施行期日は、公布の日から施行となっております。

以上で議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 異議の申し出の事例はありますか。

○大村学村づくり計画課長 土地改良法の関係で、例えば土地改良区の設立・認可を申し出るときに、その内容について公告縦覧するのですが、その内容について異議の申し立て等をするということです。そういった内容になります。

○砂川利勝委員 設立などそういったものに対して、異議が出るのでしょうか。

○大村学村づくり計画課長 20日間縦覧しますが、その後異議申し立てができるようになっていきますので、そのときの写しなどをこの条例で手数料を取るといった形になっています。

○砂川利勝委員 私が聞きたいのは、異議というものはどのような内容のものがあるのか。これまでそうした異議が出たのでしょうか。

○大村学村づくり計画課長 土地改良法に基づく異議の申し出は過去5カ年間で1件、農業振興地域の整備に関する法律に基づく審査の申し立てについては

過去5カ年間で11件となっています。内容につきましては、土地改良法に基づく換地計画の決定に対する異議の申し出ですが、これについては棄却されています。また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の変更の異議申し出に対する決定の審査申し立てが11件あり、これも全て棄却されています。

○砂川利勝委員 では、異議申し立てで通ったものはほとんどないということでしょうか。

○大村学村づくり計画課長 はい、過去にはないです。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 件数的には5年で1件、11件ということでそれは異議が出た場合ですが、ちなみに過去の数字を見ても件数はないのですが、今後この条例の改正によって影響を受ける件数がどれくらい見込めるのか、その対象の相手というのはどういった皆さんになるのかをお願いします。

○大村学村づくり計画課長 基本的に申し立てについては権利関係を持っている方、関係者はできますが、この条例はそれに対して概要公告等のコピーをもらったりするための条例ですので、既存でも異議申し立てができますので通常どおりだということです。

○大城憲幸委員 数字は具体的に5年で11件ですとあったのですが、気になるのは、その対象の皆さんがそういうコンサルタント、業者の皆さんなのか、あるいは一般の県民なのかも含めて、例えば過去5年間の事例を見た場合には、大体これから手数料を払っていこうといわれる皆さんは年間多くても二、三件なのか。一般的にはこういう皆さんがこれまでも写しを必要としていますなどの一般論でいいのですが、お願いします。

○大村学村づくり計画課長 基本的に異議の申し出は、行政庁が行った処分に対して異議のある者の申し立てとなっています。それについては、処分をしたものの申し立てをした人が決定に対して不服ということで、関係者という形になります。土地改良であると土地改良の受益者ということです。

○**崎原盛光農政経済課長** 当該行政不服審査法は、国民が行政処分に関してその見直しを求めるために不服を申し立てる手続のことでして、簡易迅速な手続によって手数料無料で国民の権利を救済してきた。これを法改正によって点検の強化、使いやすさの向上といったことでされているということになりますので、件数がこれに基づいてふえることは多分ないだろうと思っています。我がほうの農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域の除外等の申し出についても、過去多いときで11件ほどありましたが、これをされることによって特別ふえることはないのではないかと考えています。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**山内末子委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第18号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○**島尻勝広農林水産部長** 続きまして、議案書の38ページをお開きください。

乙第18号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

議案の概要について、乙号議案説明資料2ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、県営土地改良事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、関係市町村の同意を得ております。

詳細については、農地農村整備課長より説明をさせていただきます。

○**本原康太郎農地農村整備課長** 乙号議案説明資料の3ページをお開きください。

県営土地改良事業における負担区分は、資料上段の模式図に示すように国庫

補助金、県費、受益農家分担金及び市町村負担金により構成されております。また、負担金や分担金の徴収については、資料下段に示すようにその徴収根拠が区分されております。

まず、受益農家の分担金については、分担金徴収条例に基づき土地改良区や市町村を介して徴収しております。一方、市町村の負担金につきましては、土地改良法の規定により県議会の議決を要することから、今議会に議案として提案しております。

なお、議案として記載した地区に関係する全ての市町村から事前の意見聴取を行い、その了解を得ているところです。

○島尻勝広農林水産部長 以上で議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 今の3ページの説明で大体わかったのですが、こちらで聞いたほうが早そうです。冒頭あったように、議案の中の39ページ、40ページあたりを見ても、市町村によって負担金が変わるものですから教えていただきたいのですが、この資料で大体わかりました。そこで1点。受益農家の分担金の部分についてですが、ここは市町村で定めるということでしょうか。例えば市町村負担が5%から10%で、8%で半分ずつという市町村もあれば、市町村で全部負担しますよというのも特に構わないという考えでいいのかわかりたいです。

○本原康太郎農地農村整備課長 条例では、国、県の補助残、つまり5%から10%と先ほど書いてありますところの全額を条例で徴収することとしております。今議会でも市町村に負担していただく第91条第6項という市町村負担ですが、その金額を差し引いた額を条例で定められていますので、結果として受益農家と市町村の関係は、個々の市町村と農家の関係において定められていきます。それを市町村によっては条例で定めている市町村もありますし、事業採択

時の負担協議で受益者側と了解している市町村もあるというように、負担の決定の仕方は個々により異なります。委員がおっしゃったように沖縄県は比較的公益性が高いということで、農家負担の分を全て市町村が負担するという事例の事業も私どものほうには大変多いです。

○大城憲幸委員 今あるように市町村で違うということですが、一般的に市町村の状況を見た場合には、市町村が全て負担している割合が多いのか、それとも半々で分けているところが多いのか。場合によっては農家負担が半分以上を超えるような事例もあるのか。その辺の状況がわかればお願いします。

○本原康太郎農地農村整備課長 ざっくりいくと、基本的には国・県の補助残を折半というものが基本形で沖縄本島であります。事業種の種類によって、例えば農道である、排水路であるなど個々の農家の負担になじみにくいものは市町村が全額負担しているものもありますし、負担金を取る、実際に圃場整備等でも比較的、割合でいきますと6対4や7対3といった形で、市町村負担が多いと了解しています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第19号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 続きまして、議案書の46ページをお開きください。

乙第19号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

議案の概要について、乙号議案説明資料4ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、水質保全対策事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、関係市町村の同意を得ております。

同じく初めての分野がありますので、農地農村整備課長からフローで説明させたいと思います。

○本原康太郎農地農村整備課長 乙号議案説明資料の5ページをお開きください。

水質保全対策事業における負担区分は模式図に示すように、国庫補助金、県費、受益農家分担金及び市町村負担金により構成されております。

市町村の負担金につきましては、地方財政法の規定により県議会の議決を要することから、今議会に議案として提案しております。

なお、議案として記載した地区に関係する全ての市町村から事前の意見聴取を行い、その了解を得ているところです。

○島尻勝広農林水産部長 以上で議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 この事業は理解できるのですが、この整備です。年次的に毎年やるのですか。

○大村学村づくり計画課長 沖縄21世紀ビジョン実施計画の中で、平成33年度目標を農地面積の50%という形で、目標値を立てています。

○砂川利勝委員 今、何の事業と言いましたか。

○大村学村づくり計画課長 農地8800ヘクタールに対しての目標値を設定しているところです。

○砂川利勝委員 これは結構沈砂地も掘るということで、赤土問題が相当あち

ここに今、出ていますよね。大雨が降るたびに、特に石垣島などは海岸も全部真っ赤になっているのです。相当努力はされていると思いますが、ただ、追いつかないというのが現実ですよね。その辺はどのように考えていますか。

○大村学村づくり計画課長 現場での主な課題は、勾配抑制や沈砂地、排水路、グリーンベルト等の整備で発生する潰れ地等の合意形成がなかなか得られないというところもありますので、今後とも地元の合意形成に努めながら整備を進める。それとハード事業と営農支援課のソフト事業も綿密に絡めながらやっていくという形で取り組んでいるところです。

○砂川利勝委員 いろいろなところで今の雨の降り方が一集中豪雨というのは100ミリメートルも降る時代ですので、なかなかとめることは難しいとは思いますが。相当努力はされているというのは認めます。いろいろなところで沈砂地を掘ったおかげと水路整備で流されないようにはなっているのです。ただ、沖縄の土質上、特に酸性土壌のところは海に流れて、少しでも流れたらすぐに汚れるというのは事実です。やることはやっているのですが、ただ地層的に厳しいところもあるのかと。この積算根拠も見直すところまで来ているのかというのも一部あると思いますので、その辺はまた対応してください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城武光委員。

○玉城武光委員 これは農家負担はないと思うのですが、事業負担で市町村の負担が10%から12.5%とあるのですが、この10%から12.5%という割合は、どのように決めたのでしょうか。村によっては12.5%、ある場合は10%。この開きというのはどういう査定なのですか。

○本原康太郎農地農村整備課長 先ほどの説明資料5ページの模式図について再度説明いたしますが、国の補助率というのはこの事業につきましては75%、県から沖縄本島では12.5%、離島においては15%。県の負担割合も本島と離島で変えております関係上、市町村もおのずと残りの残を負担することになりますので10%から12.5%になっておりまして、簡潔に言いますと沖縄本島ですと県が12.5%、市町村が12.5%、離島での事業は県が15%、市町村が10%。2.5%の違いはそういうことで御理解ください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 先ほどの議論で少し気になったのですが、沖縄21世紀ビジョン実施計画で平成33年度に50%を目指します。8800ヘクタールという数字が出てきたのですけれども、この8800ヘクタールというのは何ですか。全体ではないのですか。それをまずお願いします。

○大村学村づくり計画課長 耕地面積全体が1万7600ヘクタールですが、これを全部平成33年度までにはできないので、それを平成33年度、その中の50%ということで8800ヘクタール。沖縄21世紀ビジョン計画の中で半分を目標値にしているということです。

○大城憲幸委員 私は8800ヘクタールの50%と聞いたのですけれども、そうではなくて、全体の50%が8800ヘクタールということですね。では確認ですが、事業が水質保全対策という目的の事業ということですが、こちらにあるように20ヘクタール以上の対象農地であれば、別に島尻地区であろうが北部地区であろうが、どこであろうが対象になるという考えでいいのですか。優先順位としては、やはり赤土流出などが実際起きているところを優先的に、計画的にやっていくという考えでいいのかをお願いします。

○大村学村づくり計画課長 基本的にはおっしゃるように20ヘクタール以上、団体営だと10ヘクタール以上というものがあるのですが、現在、平成25年9月に策定した沖縄県赤土等流出防止対策基本計画というものがありまして、その中で重点監視海域を有する市町村及び積極的に赤土等流出防止対策に取り組む市町村等を優先してやるような形にしています。

○大城憲幸委員 もう一点だけ確認です。今、離島と沖縄本島で分けているということですが、例えば、沖縄振興一括交付金—一括交付金であれば町村と市で分けているではないですか。その辺、10%、12.5%というこの差も含めて、財政力の強弱も含めて今後もその辺は検討もあるのですか。例えば町村はやはり厳しいから10%にしようなど、そういった議論もあるのか。この辺は内部で何かそういった議論があったのかをお願いします。

○本原康太郎農地農村整備課長 個々の市町村の財政力に応じて県の負担割合

をという議論は全くないことはないのですけれども、それに具体的な検討をして着手しているということはまずありません。そのままの率で考えています。離島に関しても、本土復帰後土地改良事業を採用するときに、琉球政府時代も行っていましたように引き続き離島の負担軽減ということで上乗せ補助をしていますので、その考えも依然として現在も変わっていませんので、我々は現時点の負担区分、それで妥当なものだと考えていまして、追加しますと地方財政措置といひまして、交付税措置等が我々が負担する金額についています。これに関しても我々の負担区分は、非常に一交付税措置で見る割合のことをガイドラインと通常呼んでいます、その値と合致していますのでほぼ妥当な負担区分だと考えています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 まず1点目ですが、4ページの概要の採択基準の中で20ヘクタール以上であることとありますが、20ヘクタール以下は対象にならないという理解でよいでしょうか。

○大村学村づくり計画課長 事業採択の基準は県営と団体営という形で分かれています。20ヘクタール以上が県営、10ヘクタールが団体営の規模ということです。

○西銘啓史郎委員 今の説明だと、10ヘクタールでも対象にはなるという理解でいいですか。

○大村学村づくり計画課長 10ヘクタール以上です。

○西銘啓史郎委員 2点目ですが、この水質保全対策事業の国庫補助金は75%と固定で、先ほどのものが75%から80%と幅があるのですけれども、その理由はなぜでしょうか。

○本原康太郎農地農村整備課長 先ほど議案を説明したときに、1本目の議案が県営土地改良事業というものでした。そして今、議論していただいているのは水質保全対策事業ですが、県営土地改良事業には国庫補助率が80%のものから75%のものまであります。ですから、先ほどの今回の県営土地改良事業では

4事業を提案させていただきましたが、結果として波線での表示にならざるを得なかった。続きまして、水質保全対策事業につきましては国庫補助は75%で固定されています。80%という国庫補助率がこの事業に関係してくることはありません。

○西銘啓史郎委員 最後の1点は、他府県の同事業の国庫補助金の比率は何パーセントですか。詳しくは知らないのですが、他府県で水質保全対策事業があって、他府県では75%ではなくて、例えば70%とか60%という事例、そういうものが聞きたいのです。

○本原康太郎農地農村整備課長 一般的に鹿児島県や九州一円でシラス台地などの特殊土壌についてやられている一たしか55%など、そういう数字だと承知しています。

○西銘啓史郎委員 他府県の土地改良事業はどういった感じですか。

○本原康太郎農地農村整備課長 大体同様なもので50%や55%の数字です。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情第49号外1件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 ただいまから、陳情案件について処理概要を御説明いたします。お手元の陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております請願・陳情案件は、新規陳情1件、継続陳情1件でございます。

それでは、陳情2件について御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の1ページをお開きください。

陳情第89号の2美ぎ島美しゃ(宮古・八重山)圏域の振興発展に関する陳情、陳情者は美ぎ島美しゃ市町村会会長石垣市長中山義隆。

要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

3ページをお開きください。

2、沖縄県内漁港における放置艇対策については、平成27年7月に県が策定した沖縄県県管理漁港放置艇5カ年計画に基づき、所有者が確定している廃船については、個人財産であることから所有者の責務において処分を指導し、所有者が不明または死亡した放置艇は、処理能力等を確認の上、県管理漁港の管理者である県が処理することとしています。

また、離島からの運搬費用については、各離島から沖縄本島、宮古島、石垣島までの運搬費助成について、関係機関と連携を図りながら検討していきたいと考えております。

3、県では、平成28年5月11日に宮古島市長から宮古地区施設応急対策事業の実施に係る申出書を受け、平成28年5月16日付で事業申出書を国に提出したところであります。

国においては、当該事業の平成29年度採択に向けて年内の事業計画書策定に取り組んでおり、平成28年8月に平成29年度概算要求を行っております。

県としましては、今後も事業の円滑な着手が図られるよう、宮古島市、宮古土地改良区と連携して、事業の早期導入を国に働きかけてまいります。

4、与那国町のかんがい用水の確保については、過去に国が行った調査において地下ダムの整備が検討されております。その調査結果を踏まえ、国営かんがい排水事業の導入が検討されましたが、幾つかの課題があり、採択に至らなかったと聞いております。

県としましては、これまでの経緯を踏まえ、課題の解決に向けて町と連携して取り組むとともに、引き続き農業生産基盤の整備に努めてまいります。

4ページをお開きください。

5、県では、違法操業を行う外国漁船の取り締まり体制強化について、漁業関係団体とともに継続して国に要請しているところであります。

また、久部良漁港の整備については、水産庁の漁業取り締まり船の利用実態等、整備に必要な調査を進めるとともに、国や町等関係機関と連携し、事業化の可能性を検討してまいります。

6、多良間村の農業用水の確保については、平成18年度から国による水源開発の調査が行われております。国の調査結果によると、地下水の取水可能量が

想定より小さくなったことから、畑面集水方式による貯水池の規模が大きくなり、費用対効果が出にくい状況と聞いております。

このため、今年度より収益性の高い営農計画の検討、建設コストの縮減等を国で検討を行っている聞いております。

県としましては、農業用水の安定的な確保を図るため、引き続き国及び関係機関と連携を図りながら調整してまいります。

また、多良間村の圃場整備予定地区である迎原地区、高瀬第1地区については農業基盤整備促進事業の早期導入に向けて、関係機関と調整しているところであります。

県としましては、村と連携し、農業農村整備事業を計画的に推進してまいります。

5ページをお開きください。

継続陳情の陳情第49号の1件につきましては、修正はございません。

以上が、農林水産部の陳情の処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情第89号の2美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情の5の部分、与那国島周辺漁場での漁業取り締まりの強化の部分ですが、本会議でも質問させていただきましたけれども、本会議の質問の前に台湾の当局、中国大使館、水産庁等々いろいろ話を聞いたのですが、特に最近台湾との国境沿いと申しますか、与那国島でのトラブルがかなりあるように聞いていますが、県としてその現状を教えてください。

○新里勝也水産課長 与那国島周辺での台湾漁船とのトラブルですが、最初にありましたのがこの取り決め以降ですが、平成26年度に与那国漁協の浮き魚礁が1基流出しています。これについては、台湾漁船のはえ縄の漁具が絡まった

ものであろうという報告を受けています。もう一件が平成27年5月17日に与那国島近海で、水産庁の漁業取り締まり船が台湾のマグロはえ縄漁船を今回の取り決め水域外で操業していたということで拿捕しています。この2件が与那国島周辺で発生したトラブルと承知しています。

○**山川典二委員** 特に、水産庁の漁業取り締まり船の利用実態あるいはそれに伴う久部良漁港の整備との関連性、その辺の現状はどうですか。今後、具体的にスケジュール的にどのように整備されていくのか、運用関係を含めて教えてください。

○**島袋均漁港漁場課長** 水産庁の取り締まり船の久部良漁港の利用実績については平成26年に1度、潮待ち一潮が高いときに入っている状況です。それ以降は確認していないところですが、平成26年に与那国町から水産庁の取り締まり船の寄港の要望を受けまして、県では平成26年度内で計画調査費を活用して、現地調査、課題整理、そのための整備計画書案の作成、事業採択に向けての費用対効果の資料等の作成を行ったところです。その結果、この取り締まり船の受け入れをするためには約30億円ほどの事業費が必要になると想定されて、事業化に向けては特に費用対効果について課題が残っているところです。現在、その取り締まり船の効果を水産庁、また取り締まり船を所管する沖縄総合事務局と連携して検討を行っているところです。

○**山川典二委員** 検討はわかりますが、具体的にゴールはどういった状況で、いつごろを目指すという目標がないと作業も進まないと思いますが。

○**島袋均漁港漁場課長** 平成27年度以降はその辺の検討調査を行っていますが、効果として漁業取り締まり船が取り締まりをすることによって、久部良漁港を基地にすることによってどれくらい漁獲量が上がるのか、久部良漁港を基地港とする場合の燃料費などがどれくらい軽減されるかということが計算上まだ出てこない。久部良漁港に一時寄港するとなると、乗組員が20名くらい乗っていますが10日分ほどの食料も調達しなければいけないということで、約600食くらいを与那国町として提供しなければならない。その辺も含めて与那国町で食料の調達ができるのか、関係機関、国、町と今調整を行っているところで、いつまでというようなことはまだ今の段階ではお答えできません。

○**山川典二委員** 自衛隊の配備の作業もありますので、やはり国境の島で非常

に重要な地域になるのは皆承知しているところだと思います。特にこれから一本会議でも触れましたが、台湾の総統、政権が変わりました。それに伴って中国の台湾に対する漁業行政的なものも含めて動きが出てきている。私の情報ではあります。ほとんど台湾の宜蘭県蘇澳の漁業協同組合が中心となって沖縄に漁に出ていまして、宜蘭県というのは民進党の強力な支持基盤で、游錫堃さんというかつての民進党の陳水扁さん時代の行政委員長、あるいは高雄市長あるいは民進党の主席等、かなり民進系の政治家を輩出している地域でして、そこがわざわざ今回那覇市の久茂地に事務所を設置したという一つの動きというか、ベクトルを県の皆さんは意識をしておいていただきたいと思います。本来ならば北緯27度以南東経130度30分の以西、この地域は中国の漁船は漁をしてはいけない地域です。ところがかなり入ってきていますし、尖閣諸島の領海は本来は漁をしてはいけないのですが、中国は尖閣諸島は自分たちのものだというので自由気ままに漁をしている状況です。クロマグロの漁場というのは、台湾海峡から与那国島あるいは八重山諸島の三角水域の部分が4月から7月に世界でも有数なクロマグロの漁場です。そこに中国漁船も入ってくるという状況があって、今後火種というか、混乱はこれからますますきわまってくる状況ですので、県としても国同士で任せるという話ではなく、もう少し突っ込んでいろいろな情報収集も含めて、分析も含めてしっかりと対応をやっていただきたいと思います。台湾との漁業協定ではなく漁業取り決めとなっていますが、これは毎回準備会を沖縄県でやっています。ことしは来年の3月に蘇澳の役員改正があるということで、毎年3月に日台漁業委員会は開催されていますが、今回は前倒しをして12月くらいに東京都でやるそうです。その前に漁業準備会は沖縄でやりますから、そこはよいタイミングですからぜひそこに入り込んで情報収集をして、今後その全体的な水産行政の対外国の漁船取り締まりも含めて、操業も含めての分析をやっていただくようお願いしたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 台風第18号に係る状況について、とりわけ久米島町についてきょうの新聞でいえば、クルマエビが大きな被害を受けたという報道だったものですから、その実態について掌握しているのであれば伺いたい。

○新里勝也水産課長 けさの報道で我々も見ているところですが、現地からの昨日までの情報では、停電が何らかの影響を与えるのではないかということ

した。酸欠の心配もあるということがありまして、情報収集に努めているところです。現時点ではけさの報道にある数値、詳細はまだ把握できていません。尾数と金額までは出ていますが、池の中に潜ってある程度カウントしないと正確な数字が出ないのかと思ひまして、大まかな数字として報道されていると承知していますが、もう少し情報収集をしたいと思っているところです。

○瀬長美佐雄委員 農業共済のかかわりで、一定程度救済される部分とそうでない部分が出てくると思ひます。今言う停電が主たる原因で死んでしまう。そのような状況の考え方ですが、今後もあり得るということを考えると、非常時の電源確保の対策ということも一定考慮すべき事業としても出てくるのかと。それについては、現状で実際それに対する事業があるのかないのか。あるいは今後の課題として必要性があるのかないのかを確認したい。

○新里勝也水産課長 水産分野におきましては、養殖共済というものがあります。本県の大きいものではモズクや魚類などがありますが、クルマエビについても対象となつていまして、当然台風等災害の被害による収入の減については、この共済制度による補填が可能となつています。ただ、今承知している情報では、今回被災した業者については養殖共済に現時点で入っていなかったということです。お隣の業者は入っているという話もありますが、この業者はたまたま入っていないというところで、今後の対応について相談していく必要があると思ひています。停電による影響が養殖共済の対象になるかどうかについては、個別具体的に業界の漁業共済組合で判断されるものと認識しています。

○瀬長美佐雄委員 非常時の電源確保の対策というのが、クルマエビに限らずいろいろな事業の中で備える必要が出てきたのかという観点での質疑なので、そこはぜひ検討を願う部門になるのかという提案です。

○新里勝也水産課長 非常時の電源確保については、当然事業者として対応すべきものと認識しています。基本的には国・県の補助事業で整備した久米島漁協が経営している養殖施設については、そういったものがきちんと対応されていて今回の被害は出ていないと聞いています。ただ、民間の場合はその辺の設備投資の関係など、今回も非常用電源はあるのですが、それだけで全体がカバーできなかった、あとは時間が長かったということで1つの池でそういった状態が出ていると聞いています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 陳情第89号の2美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情のFRP廃船の件ですが、これは何隻あって、所有者がわかっているもの、わかっていないものはどのような方針でやるのか教えてください。

○島袋均漁港漁場課長 放置艇につきましては平成27年度から実態調査を行っていきまして、ことしの6月に調査をした結果ですが、県管理28漁港で317隻の放置艇を確認しています。その中で所有者が確定しているものが214隻、所有者死亡が49隻、所有者不明・不明に準ずるものが54隻となっています。あと市町村ですが、市町村管理の59漁港では360隻の放置艇を確認していきまして、所有者の確定が50隻、死亡が7隻、所有者の不明・不明に準ずる船が303隻となっています。合計で87漁港で県営・市町村営合わせて677隻の放置艇を確認しています。

○砂川利勝委員 この処理費用は大体どれくらいかかるのでしょうか。

○島袋均漁港漁場課長 処理費用については船の長さで処理費用がかかります。平均して5メートルから10メートルくらいの漁船を処理するのに、約40万円かかりまして、それが10メートル以上になるとその倍以上。今一番大きい船で19トンクラスの漁船がありますが、それになると約四、五百万円くらいの処理費用になってくるということです。

○砂川利勝委員 県としては、どれくらいの予算をかけて助成をしようかと考えていますか。

○島袋均漁港漁場課長 平成27年度に県管理漁港の放置艇対策5カ年計画を策定していきまして、今回、毎年1500万円くらいをかけて5カ年で146隻の漁船を処理する計画ですが、予算的には厳しいところがありまして、平成28年度は現在のところ700万円計上ということで、予定よりは厳しい状況となっています。

○砂川利勝委員 不明者がいるという限りは全部処理をしなければいけないというのは当然の話です。予算確保というのは当然期間を延長するか、次年度でもことしの分を確保するか、この辺の考え方はどうでしょうか。

○島袋均漁港漁場課長 基本的に、この所有者が確定している船については個人の責任でやるということで、その辺については、調査に基づいて訪問なり警告なりをやっているところです。平成27年度についてはそういった個人で処理した漁船も多くて、計画の15隻を上回って40隻を処理しているところです。各漁協で努力をして処理している優良事例等もありますので、その辺については漁業組合長会の総会に時間をいただいて、優良事例については説明をして周知を図っているところです。

○砂川利勝委員 私が聞きたいのは、当然持ち主があるのは持ち主の責任でもってやるのは当然です。ただ、放置している中で不明者がいて、その不明者の船は先ほど1500万円の5カ年計画で全部処理できますか。要するに、不明な船が何十隻とありましたね。

○島袋均漁港漁場課長 現在のところ、5カ年で146隻を処理するのであれば、年間約1200万円ぐらい必要になってくるということです。

○砂川利勝委員 その中で、八重山地区の分で出されていますか。先島分は幾らありますか。

○島袋均漁港漁場課長 八重山管内で、74隻の放置艇を確認してしまして、約3000万円かかる予定です。

○砂川利勝委員 ぜひこの辺の対策も、やはり港を見ていると相当汚いというか、そこらの漁港でも石垣港でもそうですが、たくさん置かれています。見ばえも悪いし、その空き地を別の方向で使えるということも一つありますので、早目の対応をお願いします。

陳情第49号今期サトウキビの低糖度に対する支援を求める陳情ですが、今、石垣島製糖が築50年くらいたっています。50年たっている中で建てかえをしないといけないのかというくらい古くはなっていますが、その辺は何か聞いていますか。

○島尻勝広農林水産部長 各製糖工場については、特に含蜜糖、離島については計画的に今整備して、多良間島、伊平屋島をもってある程度の整備は終わりました。ただ、分蜜糖は規模が含蜜糖と違ってかなり整備費が大きいというこ

とで、国の中で一部衛生面などの理由によって部分的に整備をしてもらっていたのですが、石垣島製糖も計画的にやっていこうかという話をしている中で去年あたりから建てかえたいという要望があって、ただ、要望する中で200億円、300億円となると、例えば今、分蜜糖工場が幾つかありますが、それをやっていくということになると中途半端な予算ではないものですから、国と相談しながらということと、あるいは地元の製糖工場、あるいは市町村、JAとも今詰めています、出口的には結論は出ていない状況ではあります。

○砂川利勝委員 この陳情の中で糖度の話がいろいろあるのですが、要は製糖工場の規模が小さくて、処理能力が小さいと思います。宮古島のように一日で1500トンから2000トンかませていけば一要は何が言いたいかというと、12月から6月手前まで操業している。要は1年中キビ刈りをやるのかということです。早く処理をして株出しをしたり、整地をしたり夏植えの準備をしたり、そういったところに回せると思うのです。ハーベスターも、要は1日1500トンと900トンとの差であればストックもできるし、それなりに刈り取りができるから操業も早く終わる。そういう中で、幾ら何十万トンにしましようといっても、少し天気が悪くなればすぐにストップして処理ができないというのが現実なのです。お金もかかるかもしれませんが、サトウキビ産業を守るといっているのであれば、それなりの処理能力の建てかえをしていかなないとなかなか続かないし、悪循環というのは農家にとってもマイナスになっていると思う。そこも踏まえて取り組んでいく。相当早目に国と進めてやっていく必要があると思うのです。その辺の決意も含めて対応をお願いしたい。

○島尻勝広農林水産部長 離島に行けば行くほどサトウキビ・糖業についてはやはり基幹産業・基幹作物と認識していますが、特に分蜜糖については国の政策の中で糖価調整制度の中で守られていて、その辺についても一括交付金の前は全て10分の10の中で、施策の中で動いていたところがあるのですが、我々のところは一括交付金の活用ができるようになったところで一部支援しているような状況がありますが、糖価調整制度の中で、全体的に国の甘味資源の自給率の中で検討されていくのかと思っています。ただ、石垣島製糖だけの問題ではなくて南北大東島、それぞれの離島の製糖工場もそれなりの課題を抱えていますので、国と連携をとりながら、その辺についてはしっかりと対応していきたいと考えています。

○砂川利勝委員 これからのサトウキビ産業を残すという意味でも大変重要な

ことであると思うので、JAや製糖工場、県、市、もちろん国も含めて協議会を開きながら、前向きに早目にできるように知恵を出してほしいと期待しますので、よろしくをお願いします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 台風の被害状況の4ページに被害がないという平張りの写真。これはなぜそういう写真を載せたのですか。

○長嶺豊農業振興統括監 久米島でちょうどこの時期、菊については12月出しの栽培がされています。今回影響が大きかったのが露地栽培ということで、写真の上です。これは栽培を断念して、植えかえて次の彼岸出しに仕向けるという影響が出ています。この写真の平張り施設については露地に隣接した施設で、こういった形で今回の大きい台風の時でも、平張り施設については無事だったということも1つの情報として提供したかったということです。

○玉城武光委員 これは台風対策として菊の場合は平張りなど、そういったものが非常に効果的という事例等があるということを出したと思うのですが、そういうことをぜひ全県的に進めて、台風が来てもこういう被害がないのだという施設を十分に確保、周知させていただければということです。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 陳情第89号の2美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情の多良間村の件ですが、2ページの資料によると平成18年度から地域整備方向検討調査、平成24年度から国営土地改良事業地区調査、結局その段階で方向が定まらず、また平成28年度から地域整備方向検討調査に着手しているとありますが、4ページの中で費用対効果が出にくい状況というのは理解をするものの、国と沖縄県の関係、沖縄県と地方、特に離島のことを言うとき費用対効果だけで片づけられない問題も多々あると思うのです。先ほどの国庫支出金の55%が沖縄は75%であったり、80%であったりするというのも含めて、費用対効果だけではなくて、こういった離島の島々、多良間島は1300人弱の住民しかいないとは思いますが、そういったところにも県として

きっちり目配りをして真剣に対応を考えてほしいというのが1点。それから2点目は台風第18号に関する質疑です。今回、三役はどなたか現地には行かれるのでしょうか。

○島尻勝広農林水産部長 この台風第18号については我々も懸念して、特に久米島については直撃ということもありまして、きのう長嶺豊農業振興統括監を現地に派遣して、現状の確認と対策等について今取りまとめているところです。ただ、三役については今、こちらでは情報は聞いていませんが、被害状況が確定、状況次第によってその辺は県全体で検討されると思います。我々としてはきのう担当統括監を行かせて、現地の対応を今させているところです。

○西銘啓史郎委員 これは前回の一般質問でも申し上げましたが、与那国島の台風は相当な被害を受けても知事が行っていなかった。今回も久米島がこういう状況でありながら、知事は多分きょうは東京都に行っていると思うのです。中身は自民党の物産展に出席して明治大学での講演。どちらが大事かということを私は聞きたいと思います。要は農林水産部としてももちろん統括監が行くことも大事ですけれども、責任を持って三役の誰かが現地に足を運んで、現場を見ることをきっちりお願いしたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 陳情第89号の2美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情、1点目は放置艇の話の市町村分がちょっと気になったものですから、簡単でいいですので教えてください。県管理で317隻中、所有者は214隻わかっていますということですが、市町村でもこの放置艇の話はよく出てきます。やはり360隻確認しているけれども、持ち主不明が300隻余りあるということで、この差というのは何でしょうか。

○島袋均漁港漁場課長 先ほど話しましたように、県管理漁港の放置艇5カ年計画というのを策定して、県がリーダーシップをとってこういった放置艇の対策に取り組む必要があるということでやっています。放置艇対策の中で各圏域ごと、宮古・八重山・沖縄北部・中部・南部の5圏域でそれぞれ協議会をつくっています。その中では、関係市町村も含めていろいろ話し合いをして、我々からそういった情報提供をしているところで、それを受けて県がやり

ながら市町村がついてくるのではないかということで、連絡協議会のようなものは継続してやっているところです。

○大城憲幸委員 きのうきょう始まった話ではなくて、前から市町村でもこれは問題になっていて、先ほどあったように小さい船でも1隻当たり40万円も50万円も処理費用がかかるということですが、一義的には所有者責任、そちらをしっかりとやらしてもらわないと、今後も幾ら処理をしてもどんどんふえていくという話になるし、先ほどの議論を聞いてもその先が見えないものですから、その辺はまさに県にリーダーシップを持ってもらって、市町村にもしっかりもう一度そういった自覚をしてもらう、漁協の皆さんにもう一度自覚してもらおうということが大事になるのかと思いますのでお願いします。これは要望です。

もう一点。宮古島の国営かんがい排水事業の件、わかればお願いします。国がやった事業ですが、平成12年度に完成をして平成28年度ですから、まだ16年、17年にしかならないのに水が安定供給できないようになっていることがよくわからないのですが、状況がわかればお願いします。

○大村学村づくり計画課長 宮古島の事業は当初の事業と次の事業になっているものですから、当初の事業が昭和62年度から平成12年度にかけてです。今回この応急対策事業でやるところは、平成12年度までに完成したところの、昭和62年度から平成12年度の間結構古いところの場所です。それについては受益面積として985ヘクタール分といったところになっています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第17号議案指定管理者の指定についての審査を行います。

ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。
前田光幸文化観光スポーツ部長。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の議案につきまして、御説明申し上げます。

まず初めに、本日使用する資料としましては、議会配付資料であります平成28年第4回沖縄県議会（定例会）議案（その2）と、議案説明資料となっておりますので御確認ください。

それでは、議案書37ページ及び説明資料の1ページをお開きください。

乙第17号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄空手会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

沖縄空手会館の管理は沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例により指定管理者に行わせるものとなっておりますが、公募の結果、3件の応募の中から一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー—ビューローを候補者として選定しております。

以上が、本議案の説明となります。

御審査のほど、よろしくお願ひします。

○山内末子委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 選定されたところは、3者のうちビューローで、その選考基準の後ろに点数がありますが、2位との差が27点くらいあるのですが、特にこの選定されたビューローのよかった点の評価から説明をお願いします。

○山川哲男空手振興課長 沖縄空手会館のコンセプトとしては、沖縄県が世界に誇る伝統文化の一つである沖縄伝統空手・古武道を国内外に発信していくということがあります。当然、保存・継承・発展というものもございませう。その中で、ビューローは海外にも事務所を有してございませう、また、多言語対応もかなりの範囲でできるということがございませう。そういった意味で国内外への

発信力と、世界に1億人いるとも言われている空手愛好家の皆様を沖縄へ誘致してくるという部分もあったのかと考えています。

○**山川典二委員** おっしゃるとおり世界の空手になっているわけでございまして、今、1億人という話がありましたが、実際のところ6000万人などいろいろな数字がありますが、県としては大体世界の空手人口というのはどれくらいという、おおよそでいいのですが。

○**前田光幸文化観光スポーツ部長** 今、委員からございました6000万人というのは、世界空手連盟が競技人口として押さえている数字ということで公表されています。県においてはまだ実態調査—実情を把握する調査を実は今年度進めています。県としての把握はこれからでございます。そういったことで、引用する形で6000万人については県でも使わせていただいています。

○**山川典二委員** そのうち、国内の空手人口というのは大体どれくらいですか。

○**山川哲男空手振興課長** 全日本空手道連盟の関係者等々の話し合い、立ち話程度ではあるのですが、300万人くらいかということは聞いています。

○**山川典二委員** 数字の実態というのは把握しづらいところではあるでしょうけれども、おおよその一つの目安として今300万人ということ言えば、圧倒的に世界中で空手をやっている人がいるという、そういう世界への空手の発信力という意味では、今回この選定の一つの大きな理由になったということは承知をしましたがけれども、例えば事業計画と収支計算—その前に指定管理料というのは幾らくらい予定していますか。

○**山川哲男空手振興課長** 平成29年度から3年間で年間当たり6300万円を計上しています。

○**山川典二委員** 6300万円の年間の指定管理料の中で、実質的に選定された指定管理者が経営的に維持できるかどうかという一つの根拠的なものを、事前の事業計画あるいは収支計算書で判断はされたと思うのですが、その主な事業収入等を含めて、収支のバランス部分を詳述できるのでしたら簡単にお願ひしたい。

○山川哲男空手振興課長 指定管理の応募申請書の中には、収支計算書というものも用意してもらっています。それを見ると、ビューローほか、応募のあった団体もその6300万円という指定管理料を前提にした形で、自主事業等を行うということで収支は合っています。

○山川典二委員 指定管理期間が3年間ですが、なぜ3年にしたのですか。

○山川哲男空手振興課長 具体的には3年と約1カ月となります。沖縄空手会館の供用開始は来年の3月4日からになりますので、実際には3年と1カ月弱になるのですが、県の総務部が定めている全体的な基本方針の中では5年となっています。ただ、今回のこの沖縄空手会館は国内にも類を見ない空手・古武道を主に専任した会館ということと、また展示施設の複合施設もあるものですから、他の施設の実績というものをなかなか把握できなくて、まずは実績、この3年間でどういう数字が出てくるのかを見ていきたいということで3年に設定しました。2期目の指定管理を募集する際には、原則どおり5年で考えていきたいと思っています。

○山川典二委員 その方向性でいいと思いますが、おっしゃるような特殊な施設になります。ある意味独特な歴史・伝統、あるいはノウハウ、世界の今の空手人口の動きなど、そういう意味では、ここがある意味空手発祥地のメッカになるところですので、しっかりと3年とかではなく、もちろん5年単位でいいのですが、中長期で展望しながら、ここが世界の空手愛好家、やっている人たちが皆ここに1回は訪ねてくるというような施設になるためにつくられたとは思いますが、実はこれを見ますと、もちろん展示はいいと思います。いいとは思いますが、この4面のコート。これも本当はもう少し広ければよかったなと思いますが、それはおいておいて、できたら、ここを利用する団体は基本的には空手の各種団体になりますよね。ですが、もう一歩踏み込んで、今後の展望の中で一文化観光スポーツ部長にもお聞きしたいのですが、例えば空手とスポーツ医学、あるいはスポーツ外科というか、けがをしたときの対応、医学の中でも神経系から筋肉からいろいろあります。そういう意味では、専門のスポーツ外科医、あるいは専門の順天堂大学などありますが、そういうところと連携をぜひ進めていただいて、ここに来ると空手のものは全てここである程度解決ができる、情報が仕入れられる、あるいはけがをした場合に素早く効果的な治療が受けられるネットワークを、例えばその専門の医療機関と提携をして、地域でしたら例えば豊見城中央病院があるでしょうし、琉球大学医学部附属病

院があるでしょうし、そこの連携を図りながら空手と医学、空手と先端技術であるなど機器類を含めて、いろいろなテーマを決めて、空手と観光でもいいでしょう。そういうものをしっかりとここで掌握できるようなものがこの中には見えてこないのですが、その辺は展望も含めて、今後の計画も含めて……。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 今、委員からございました御提案ですが、沖縄空手会館は我々の誇るべき伝統文化である空手・古武道の継承・普及・発展の拠点施設として、また先ほどから答弁しているように世界に空手発祥の地沖縄を発信するそういった拠点として、沖縄の空手の振興を図っていくための施設として整備をします。一方で、委員からございましたように、最近ですと伝統空手はスポーツとしての位置づけはございませんが、そういったスポーツの産業においても、スポーツにおいても産業化やいろいろな医学であったり、先端技術等の連携といたしますか、そういったものを模索しながら産業化を図っていこうという動きもあります。伝統空手についても、例えば医学先端技術、それ以外にもさまざまな分野との連携を図ることによって、総体として沖縄空手の地位を高めていく、そういったことは重要だと思っています。今後、そういったものについて少し勉強しながら、将来また展望できるような検討を行っていきたいと考えています。

○山川典二委員 この附帯設備一敷地がまだあるかどうかわかりませんが、例えば地下を掘ればこの地域の地底には天然ガスが充満していて、そのかん水を使って例えば温泉に入りながらそういった治療もするなど、いろいろなことを一まずはスタートですから、今後の中長期の中で、ぜひここが空手の学術文化を含めて、全てここが先端のエリアになるということをぜひやっていただきたい。最初ですからそういう話をするのですけれども、その辺を要望して終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城一馬委員。

○大城一馬委員 この沖縄空手会館は平成29年3月4日開館予定ということになっていますが、先ほどから話がありますように、国内外発信するための拠点として活用するとなっています。そこでこの施設の利用の問題ですが、稽古や空手以外の各種イベントの活用、空手の大会などそういった活用がなされるということですが、例えば流派ごとの定期的な演舞の講演なども事業計画の中に

は入っているのでしょうか。

○山川哲男空手振興課長 今、委員の御質疑の流派は剛柔流、小林流という流派ごとだと思っておりますが、流派に関しては県内4団体、大きな空手団体がありまして、それぞれにその流派というものが分かれて活動しているという状況があります。その団体内での流派というものの話し合いは進められているという認識ですが、一つの流派としてのくくりとしてはまだまだ道半ばというところですので、まずは流派ごとに話し合いを持つような場を設けて、そこから沖縄空手会館を拠点施設として活用していくような、本当に模範演舞をしていくような、そういう流れを県としてはつくっていきたいと考えています。

○大城一馬委員 定期的な催しというものはまだ事業的な構想としては入っていないということですか。要するに指摘しておきたいのが、今、沖縄にはもちろん空手、伝統芸能があります。琉球舞踊、三味線など、組踊もありますけれども。かりゆし芸能公演というものが今、国立劇場おきなわの小劇場で定期的に公演されています。御承知のように、かりゆし芸能公演は最初は那覇東町会館、東町の県立郷土劇場で始まって、もう二十数年前から始まって、今はこれが取り壊されて国立劇場おきなわの小劇場でやっていますけれども、当初の目的は、いわゆる観光客にいかにおきなわの伝統芸能を周知するか、あるいは見せておきなわの文化、伝統、琉球舞踊や三味線、そういったものを県外の皆さんに知らしめるという目的で結構観光客が来客していたのです。ところが今、かりゆし芸能公演は国立劇場おきなわの小劇場へ移っていますが、現在はほとんど観光客が来客しないというのが現状なのです。あちらは250席、220席くらい席があるのですが、10名くらいがインターネットで個人的に探してきたり、ついでに見に来たりするというのが現状なのです。ここで公演する会派、流派、道場など琉球舞踊の教室などがありますよね。三味線もしかりですけれども。この席を埋めるため、あるいはこの公演をするための費用など相当な重い負担が今出ているわけです。自分たちでチケットを売るという形で。このかりゆし芸能公演の当初の設立目的と今の現状を見ると、非常に乖離しているということがあります。この沖縄空手会館も観光客が来客できるようなシステムを、私はつくらないと稼働率の問題、あるいはここで公演する、演舞する方々の負担というものが同じような状況になるのではないかと。なぜ那覇東町会館のときには観光客が多かったかということ、旅行会社とうまく連携しながらやっていたのです。今はそれが全くない状況なのです。来年の3月4日開館ですから、そういったことも視野に入れて、この沖縄空手会館への観光客の来客、誘客もぜひ今から

取り組んでいかないと、同じような状況になるのではないかという気がしてならないものですから、今の質疑をしています。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 幾らか重なりますが、沖縄空手会館は伝統空手・古武道の継承・普及・発展という大きな位置づけと、それから世界への発信、この発信という場合に空手の愛好家であったり、競技者、そういったところを引きつけていく役割も重要ですが、会館そのものの役割として、観光客を含めた一般の方々、そういった方々にも広く伝統空手・古武道の真髄に触れていただくような会館として活用していきたいと考えています。今回指定管理者の選定に当たって、ビューローを候補者として選定しましたが、ビューローからの提案によりますと、ビューローが持っている観光関連団体、旅行社や航空会社を含めたところのネットワークを生かしながら、例えば国内の大手旅行社、航空会社、県内旅行社などと連携しながら体験ツアーなどを企画していきたい。そういった提案もありました。そういったところが選定委員会の中で評価を得て、選定されたと理解していますし、県としても指定管理者に決定した場合には、そういった方向でビューローと連携して取り組んでいきたいと考えています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 伝統空手・古武道という話ですが、今、沖縄に伝統空手・古武道以外の、要するに本土から来た空手というのか、極真会なども入るのですか。

○山川哲男空手振興課長 我々が沖縄伝統空手・古武道という言葉を使うときの定義、イメージは、何百年間も変わらずに基本の型や、型に対するもしくは空手・古武道に対する考え方を忠実に守りつつ受け継いで、次に引き継いでいくというこの人の営みというか、こういったもので引き継がれているわざ、人の考え方を含めて沖縄伝統空手・古武道と呼んでいます。例えば流派でその考え方を引き継いで、実際にそのとおりにしているところは沖縄伝統空手・古武道というように呼んでいいのかと思うのですが、そうではなくてフルコンタクト系の競技形式、もしくは面や安全性を考えてプロテクターを着けて、実際に打ち合うような試合形式を取り入れた中で空手の活動をされている方々については、100%沖縄伝統空手・古武道と呼んでいいのかというところは少し厳し

いのかと思います。

○玉城武光委員 それはわかりました。そういう人たちがこの会館を利用するとしたら許可するのですか。

○山川哲男空手振興課長 利用は可能です。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 今回、ビューローからの提案は3年ですが、その事業計画、年間幾らくらいの事業計画になっていますか。

○山川哲男空手振興課長 年間8600万円ほどの事業計画になっています。

○大城憲幸委員 残りの2者は大体どれくらいの計画で提案がされていたのですか。

○山川哲男空手振興課長 A社が平成29年度で9850万円。B社が7400万円ほどでした。

○大城憲幸委員 何が言いたいかという、3者しか手を挙げるところがなかったということが寂しいなという印象が一つですし、今回ビューローにぜひというのは選定委員会の経過も含めて、これはさっきの議論も含めて、いいとは思いますが、税金を使って公共施設をつくる場合に、これをつくったから地域が元気になったというものでありたいと思うわけです。そういった意味では、ビューローも、先ほどあったようにこれまでのノウハウを生かしていろいろな皆さんをここに連れてくる。あるいはスタートの3年間ですからしっかりと安全に運営できる場所という視点は大事なのですが、純然たる民間のノウハウを施設に活用するという視点では、もっといろいろな提案があってもよかったのかと気になったものですから、そういった質疑をしたところ。今後に向けては、もっともっといろいろなところが手を挙げて、この空手をきっかけに観光に医療に、あるいはいろいろな経済活性化につながればいいと感じたものですから、このような話をしたところ。この辺の今後のイメージというのは、正直言って4面の360席というのは、私の中では随分小さくなったという

イメージですが、この話が出たときには、中国の少林寺のように世界から空手をやっている皆さんがこの沖縄空手会館、沖縄で黒帯を取ったらどこで取った黒帯よりも重みが違うという、世界から集まるようなものになればというイメージでいたものですから、その辺は施設として大分イメージより小さくなったなというところですか。今後の民間のノウハウもかりながら、あるいはこの施設をどう世界に広げていくかというイメージはどう持っているのかお願いします。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 沖縄空手会館は4面の競技コートを有する武道場と空手発祥の地沖縄を発信する拠点としての展示棟、それから空手発祥の地沖縄というブランド力を高めていくという意味で、特別道場も今整備しています。その特別道場は赤塗りの空手・古武道としての伝統を醸し出すような施設として整備します。そこでは例えば奉納演舞であったり、あるいは高段者の段位試験だったり、そういった形でかなり高いレベルのイメージをここでつくっていき、そういったブランド力を発揮していき、そういった3つの施設で構成されます。今後、それをどのように運営していくかということですが、今回この施設のそういった複合性から指定管理者に手を挙げる団体が、そういう意味では3つになったのかと思っていますが、県においては一方で伝統空手・古武道の今後の振興をどう図っていくか、これをしっかりやっていくということで、ことし県内それから県外、国外を含めて先ほどから出ていました空手の愛好家、競技者といった実情、実態把握の調査を進めながら、次年度、今後おおむね10年くらいのスパンで考えていきたいと思っていますが、空手振興ビジョンというものを策定する予定です。その中で、例えば流派ごとの議論であったり、団体間のより一層の連携であったり、そういったところをしっかりと将来のビジョンを示しながら、そこに皆で向かっていく。その中に委員からございましたような要素も含めて取り入れていきながら、しっかり県と空手関連の団体等が連携していけるような取り組みをしていきたいと考えています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 まず総工費は幾らかかりましたか。

○山川哲男空手振興課長 65億円です。

○西銘啓史郎委員 指定管理料は年間で6300万円、それに含まれるものは光熱水費、会館の維持管理費、どこまでが相手に含まれて負担されているのでしょうか。

○山川哲男空手振興課長 この中には光熱水費、備品等の維持管理費、人件費等々となっています。

○西銘啓史郎委員 先ほどの大城憲幸委員の質疑の中で、ビューローで8600万円という数字は収益、どういう数字ですか。収支、利益という意味でしょうか。

○山川哲男空手振興課長 先ほどのビューローからの8600万円というのはまず収入です。この年の支出が8600万円弱ありまして、収支差としては62万9000円の利益が出るとなっています。

○西銘啓史郎委員 指定管理料6300万円も収入と見るのであれば、2300万円がそれ以外で入ってくるという理解でよろしいでしょうか。

○山川哲男空手振興課長 そのとおりです。

○西銘啓史郎委員 3点目ですが、他の施設で同じ規模というか、県が委託している委託料との比較が見えないのですが、参考になるものがありますか。

○山川哲男空手振興課長 沖縄コンベンションセンターの指定管理料として、約6500万円というものがあります。

○西銘啓史郎委員 あとはこの公募期間ですけれども、約2カ月くらい設けていますが、通常2カ月は普通ですか。

○山川哲男空手振興課長 指定管理に関しては、県として共通基準を総務部で設けていまして、その中で60日というように定められています。

○西銘啓史郎委員 最後ですが、この施設は収入を稼ぐとしたら、例えば道場使用料、見学科などがあると思うのですが、その詳細の資料がありましたら…
…。

○山川哲男空手振興課長 ビューローから提案された申請内容については、議会の議決を経て指定をした後に、実際に詳細について詰めていくこととなります。そういった中で提供できる資料については、議員の皆様へ提供していきたいと思えます。

○西銘啓史郎委員 最後に、実は先月9月25日の空手シンポジウム、私も参加させてもらって、山川哲男空手振興課長の話も聞かせてもらいました。沖縄が空手発祥の地ということで伝統文化、スポーツとしての空手の維持・発展、それからスポーツとしての拡大という意味で、今野先生が話した中で一番気になることが、スポーツとして人口を広げようとするといろいろなルールが変わって、柔道が一番よい例だと言っていました。日本の柔道が今はもうレスリングか何かわからないルールになっているということで、やはり聖地としての守るべきものを守る。この会館がそういうものになってほしいということと、くれぐれも何かほかの大会で使われたりすることがないように、ぜひそこをお願いしたいと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 この競技をする場所の面積は、県立武道館と比べたらどちらが大きいのでしょうか。4コートというけれども……。

○山川哲男空手振興課長 武道館が大きいです。

○新里米吉委員 この観覧席のようなところも武道館が大きくなりますか。

○山川哲男空手振興課長 そのとおりです。

○新里米吉委員 伝統空手・古武道ということになると、いわゆる4団体を指すわけですね。しかし、そこだけが活用した場合は多分運営は大変なことになるのだらうと思うので、ほかにもたくさんの団体があるわけですから、先ほども話があったように沖縄の古武道や伝統空手、世界的には競技空手が圧倒的なわけですね。ほとんどとっていいくらい。そこで世界的なルールをつくる。それに基づいて競技をする。これはある意味当然のこととなってくるわけですから、そういったところも利用したいということになれば、利用するとい

うのは先ほどもありました。ただ、さっき話のありました特別道場は、その趣旨からすると伝統空手以外は使わないということになるのだろうと思っているけれども、これも申し込みがあれば自由に使うのですか。

○山川哲男空手振興課長 特別道場は、沖縄の文化である空手・古武道を象徴する場として整備を進めています。そのため、例えば瓦の文様に関しましては首里城や識名園で使用されている同じものを用いたり、道場の壁の色も首里城と連想させるような朱色を用いている。神聖な場所としてブランド化を図っていきたいと思っています。原則としては、高段者による奉納演舞、沖縄空手の高段者の昇段試験を行う、例えば九段、十段です。そういったことを行う場として活用していくことを想定しています。

○新里米吉委員 古武道や伝統空手の皆さんでそこを活用するのか。競技空手も伝統空手的なものをやりながら、それでも競技空手をしなければいけないということで、オリンピックは競技空手ですから、伝統空手ではないから、その皆さんもそこでやるのかどうかという問題が、非常に基本的な考え方が問われてくると思うが、先ほどからの説明を聞いていると、それは特別道場の意義というか、伝統空手を守っていくという発信をしていくというのであれば、特別道場の使用の仕方というのはほかの場所とは意味が違ってくるのかと僕は理解しているものですから。その回答がどうもすっきりしない、曖昧な返事だったので……。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 設置条例においては特別道場について、例えば伝統空手に限るという制限的な規定はありません。ですが、先ほどから申し上げているように、そういった特別な意味合いを持たせる施設だということに鑑みて、運用規程の中である程度使用範囲を定めていくということは検討していきたいと考えています。

○新里米吉委員 現状がどうなっているかわかりませんが、気になるのは、特別道場の中で高段者の昇段試験というものがあるけれども、現在それはできていますか。これからやりたいということなのか。統一した昇段というものが沖縄の今の各流派の中であるかどうか。僕は流派ごとにやっているように感じるので。十段が何名もいる。柔道だったら十段は世界で1人か2人いるくらいだと思います。沖縄は沖縄だけで十段が相当な数おられる。それは流派ごとに全部やっているものだから、各流派に十段がいたりそういったものがあるので、

果たして今ここに書いてあることができるのかどうかを懸念しているものだから、どのように考えていますか。

○**山川哲男空手振興課長** 段位制度については流派、もしくは道場ごとに出しているという事実があります。県としましては、沖縄伝統空手・古武道のブランド化、品質というものを今後管理していくためには、大変難しい課題ではあるのですが、公認段位制度というものを本当に考えなければいけない時期に来ているのかと思っています。これはもう1年、2年という短期間でできるものではないのですが沖縄伝統空手道振興会、そこに属していない伝統空手・古武道の関係者と親密に意見交換をしながら詰めていく必要があると考えています。

○**新里米吉委員** ここに書いてあるのは、そういった方向性を持って県としてはやっていきたいと。そのためには現時点においてそうになっていないので、空手関係者たち、いわゆる伝統空手の皆さんとも協議をして詰めて、沖縄の空手をどう発展させていくのかの話し合い、詰めを相当やらないといけないという決意をしているということですね。

○**前田光幸文化観光スポーツ部長** 今年度、県内・県外・海外の空手愛好家、競技者等々を含めた実情というものを把握する調査をしているのは、そういった実情を押さえた上で、将来のあるべき姿というものを議論する必要があるということで調査を始めています。来年、平成29年度中に空手振興ビジョンを策定と申し上げました。そのビジョンの中には今、委員からございましたようなものも含めて、しっかりと実情を踏まえた上で、今後の発展を考えたときに、振興を考えたときにこういったあるべき姿があるというところをしっかりと議論した上で、策定していきたいと考えています。

○**新里米吉委員** 非常に大事なことだと思っています。伝統空手といってもたくさんの方々がいろいろな流派、いろいろな道場、流派の中でもいろいろ分かれていますから、そういう状況の中で、今、県が目指すことを関係者とよく話し合いをしていくということが、外から見ても伝統空手をしっかり守り育てていくというのでしたら、そこら辺のお互いの話し合いが必要だし、今、そういう話ができるから、4団体に大きくまとめたことも意義はあったと思います。以前よりは非常にある意味話ができる状況が僕はあると思っていますから。そういう意味では伝統空手をしっかり、新しい沖縄空手会館をつくること

をきっかけにやっていければと期待をしています。

もう一つは要望ですが、これからビューローが管理するが、先ほどあったいろいろな人たちが来る、そこががらんとしていたら大変なことになります。さっきの琉球舞踊のようなものを前にやっていたようなものをやるのか、それと毎週何曜日はここで空手の演武会をしている、そうでなければ日常的にそこに県から派遣されている人もいるのでしょから、空手のしっかりした高段者がいて、人がいない場合でも何かそういった話があったら対応できるような体制をつくるのか。その辺は課題だと思うので検討をお願いします。

○山内末子委員長 休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時31分再開

○山内末子委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 選定基準で点数が書かれていて100点満点となっていますが、選定結果では適正・健全性という項目は10点ですが24点という評価、点数があります。これはどういう意味ですか。

○山川哲男空手振興課長 委員1人当たり100点の持ち点がありまして、その割り振りで10点、区分でいくとそのように見えるということです。総合計です。

○島袋大委員 3つの団体が申請した、公募に手を挙げたということですが、余りにもB社の点数が低過ぎるのだがこれはどういうことですか。

○山川哲男空手振興課長 B社は申請内容の中で施設管理の実績等の記載もなく、実際に選定委員の方々のプレゼンテーションの中でも、そこにお答えできなかったということがありました。そういったことがこの点数結果にあらわれたのかと考えています。

○島袋大委員 今回ビューローがとるということでありますが、やはり世界に発信の空手道の五、六千万人、1億人と言われている中で、この資料館もつくる中で、説明するのはビューローの職員ではできないと思うのだが、その中でも空手をやってきた方が説明するという認識しているが、その中で3位になったB社が入るような形になるのか。

○山川哲男空手振興課長 それはありません。

○島袋大委員 資料展示などの予算も入っていましたが、全世界から来るのだから、日本語以外の英語表示などの予算は中に入っているのか。

○山川哲男空手振興課長 多言語対応で進めています。

○島袋大委員 先ほども話がありましたが、この空手の愛好家、空手をやっている方々の聖地なのです。これができることによって。その中で全世界の方々がリュックサックだけを背負って、いろいろな面でこの聖地に来て、そういった形でこの施設に行くときに入場料などはどうなっているのか。

○山川哲男空手振興課長 沖縄空手会館は入場料を取る部分は大きく2つあります。1つは道場、鍛錬をするところです。もう一つは沖縄空手や古武道を学ぶ歴史の展示室、展示施設になります。道場施設ですと個人使用の場合には1回160円になります。これが仮に県内の各道場もしくは空手の団体と一緒にあってセミナー等を開催する、要は専用使用をする場合には時間帯によって異なりますが、基本的に13時から17時までの間であれば9080円となっています。

○島袋大委員 この沖縄空手会館は道路から入ってきて、沖縄空手会館の施設ごとに使用料を取るということなのか。入り口から取るのか。

○山川哲男空手振興課長 違います。例えば実際に展示施設であれば、展示施設に入場する際に料金を支払うことになります。

○島袋大委員 僕が非常に気になるのは、こういった形で世界に聖地ということでアピールして、オリンピックやパラリンピックの開会式での空手や四つ竹など琉球舞踊の演舞も含めて、我々も要請をずっとやってきました。これがもしそうなった場合にはいろいろな宣伝効果になるわけです。かなりの方々が来

と思うのですが、その中で空手を目標にして、これだけをメインにして来る方が入場料もなかなか払えない場合も—それはないかもしれないけれども、この周辺の芝生で、自分の思いだけでこの聖地で空手の演武をするような場合はどうなるのか。これは気になる。

○山川哲男空手振興課長 建物の外に関しては、屋外鍛錬場ということで整備をします。その場合でも料金を徴収することにはしています。

○島袋大委員 この特別道場、まさしく聖地の本丸ですが、先ほど新里米吉委員からもありましたが、この4流派ある中でも連盟のトップは翁長知事だと僕は思っています。その中で言い続けてきたのは、4流派の師範の銅像か何かを置けば、各流派別々で来ても、この一番のトップがいるのだからそこで聖地としてしっかりと見て、満足するのかわからないが、そういった配慮もあるべきだろうと僕は3年前から言い続けているのだが、銅像をつくる予算がないからいろいろな面で考えますということですが、あれからどうなったのか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 伝統空手・古武道の流派・団体は若干ある意味複雑なところがありまして、4団体というのにはよく言われる沖縄県空手道連盟一県空連などがあります。この4団体をまとめているのが沖縄伝統空手道振興会。振興会の会長が知事ということになっています。この4団体ごとに、それぞれの団体に主要4流派と言われている上地流などがぶら下がっていますので、ある意味マトリックスのような状況です。その中でどなたを、例えば流派の代表としてどなたを、あるいは団体の代表としてどなたをということに関しては、なかなか現段階ではコンセンサスを得るところには至っていないとの印象を持っています。一方で、かつて「ティー」と呼ばれた時代から源流があると言われている空手ですが、それぞれ始祖と言われる方々がおられます。そういった著名な方々というのは、それぞれ流派ごとの始祖と言われる方々を含めて、展示室の中でその人の生誕の時期からどういった貢献をしてきたといったことなどをしっかりと視覚的にも確認していただけるような、そういった展示というものをやることによって、空手の歴史を伝えていくといった取り組みをしています。

○島袋大委員 特別道場というのが僕は本当に聖地の本丸だと思っていますから、その辺は知事が代表になっていますから、担当課もつくったのですから、これから密にしっかりと議論をしていいような形で、すっとんと落ちるような形

でやっていかない限り、結局は各空手流派・団体の我々が会員が多いぞというアピール大会になって、何やかんやになるとまずいですから、それを一同にするためにつくるものが空手会館ですので、これからスタートするところですけども、その辺はひとつ同時並行でしっかり議論を詰めるような体制でお願いしたい。

この指定管理で一般財団法人沖縄コンベンションビューローですが、この空手会館の施設だけですか。周辺の土地も買いましたよね。空手会館をつくるために土地も購入しましたよね。駐車場なども一般財団法人沖縄コンベンションビューローが管理するということなのか。

○山川哲男空手振興課長 そのとおりです。

○島袋大委員 傾斜の面も買っていますよね。これも一般財団法人沖縄コンベンションビューローが管理するのか。土木建築部ですか。それとも文化観光スポーツ部になるのか。

○山川哲男空手振興課長 文化観光スポーツ部の管理です。

○島袋大委員 この豊見城城址公園の中にハーリーのウガンジュもあります。その中で頑張ってもらった字豊見城の皆さん方の字有地もあるのです。その辺の連携体制です。ここは我々の範囲だから勝手に入るななど、いろいろ出てくると思うが、この辺は豊見城市や字豊見城の皆さんや、これから商工労働部で工芸の杜構想もある中で、4者くらいの協議会をつくって密に連携できるような体制にしないと、これから豊見城市が行う整備事業もありますから、単発でこれは沖縄空手会館だから文化観光スポーツ部、工芸の杜だから商工労働部、ここは豊見城市の管轄だからと切り離すのではなくて、お互い一つの面積の豊見城城址公園の跡地利用なのだから、その辺は協議会というものをつくるなりしていろいろな意味で観光に資する、いろいろな面でお互い協力しましょう、文化観光スポーツ部長が言ったように地域と連携してやるというのが大前提なので、そういった協議会も立ち上げて、皆でいろいろな面で参加できるような体制で、お互い知恵を出すような協議会的なものをつくる考えはないですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 沖縄空手会館を豊見城城址跡に整備するに当たって豊見城市、地元からも誘致要請がありました。豊見城市においても、例えば平成24年度に豊見城城址跡地利用構想、その後、その城址の利用の基本

計画という形で、あの地域を沖縄県の沖縄空手会館や工芸の杜一仮称ですが、そういったものが立地することなども念頭に置きながら、この地域として開発をしっかりとやっていこう、豊見城市長においてもその地域を観光施設、観光資源としても積極的に活用していきたい、多くの客を呼び込みたいということを明言しています。我々はこういったことを受けて、常に豊見城市とはそういった形で連携をしながらやっていくつもりです。今、委員からありました協議会、そういった部分についても具体的な協議事項などを相談しながら、一体的に連携してできるような体制づくりをしていきたいと思います。

○島袋大委員 世界に発信できるような施設ということですから、いろいろな面で地域と連携してやる協議会も含めて、ひとつ頑張っていたいただきたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 来年の3月4日から供用開始となっていますが、オープニングセレモニーはどういった準備をしていますか。

○山川哲男空手振興課長 オープニングセレモニーに関しては、今、招待者リストを課内で作成してしまして、それを近々文化観光スポーツ部長や三役に上げます。実際にセレモニーの際に沖縄空手会館ということがありますので、空手の高段者もしくは古武道の高段者による模範演舞や、文化の発信拠点としての性質も持っていますので、琉球舞踊などそういったものも全て織り込みながら、空手ではありますが沖縄の文化を大きく発信していくようなセレモニーを計画していきたいと考えています。

○金城勉委員 その主催はどこになりますか。チームをつくるのか、皆さんが担当するのか。

○山川哲男空手振興課長 県でやります。主体は文化観光スポーツ部になります。

○金城勉委員 世界の空手の殿堂という位置づけであるわけですから、そういった意味では県外や国外、そういったところにも発信していく役割があるので

しょうが、オープニングの一連のイベントの中でそういう発想はどうあらわされますか。

○山川哲男空手振興課長 国内外への発信については、オープニングセレモニーに関して言えば、県議会議員の皆様だけではなく県内の空手関係者も含めて、もしくは国内の空手関係者の方々、これまで沖縄の空手界と密接につながっているいろいろな支援をいただいていた海外の空手関係者の方々、そういった方々も全て含む形で御招待をさせていただくということがまず1つあるのかと思っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 交通アクセス、要するにそこに人が行きやすいような観点で言うと、今、市道が整備途中ですが、それは市道であって、こういった県の施設ができるに当たって、そちらに行きやすい環境というものには特別に考えていますか。

○山川哲男空手振興課長 今、御質疑にありましたアクセスに関しましては、ゆいレールで奥武山運動公園駅でおりて、そこからバスに乗りかえるというのが公共交通機関の一つになっていますが、やはり那覇空港からの直行であるとか、那覇市内のホテルから容易にアクセスできるような仕組みというものは考える必要があると思っています。1つ、これは具体例なのですが、沖縄空手会館ができるに当たって沖縄空手会館を示すマークというのですか、道路に標識ではないのですが、それも国と調整をして、わかりやすく行きやすいような仕組みを足の部分も含めて考えていかなければいけないと思っています。

○瀬長美佐雄委員 今言う海外に弟子を持っていて、海外に展開しているというのが県内の空手の皆さんの水準になっていると思います。話を聞くと、海外から来る場合は昇段、段を取りに来るというようなことや稽古に来るわけですが、課題としては、空手マンの宿というものを結局道場で寝泊まりさせていたり、個々いろいろあるようですが、そういうことで言うと、空手をメインに海外で弟子が頑張っている、道場も開いているという皆さんの、渡航してきてここでの負担を軽減するという観点で言えば、寮的なものであったり、宿というようなものは将来的には考えていますか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 現段階ではそこはまだ検討の範囲には入っていません。と言いますのは、将来的に1000万人、滞在日数5日間ということになると宿泊供給量としては不足するところが出てきますが、現状においては基本的には満たしているという状況がありますし、宿泊施設のタイプとしても、ドミトリーまで入れるとかなり多様にそろっていますので、その方々の状況に合わせて、宿泊設備については選択をしていただけるのではないかと考えています。

○瀬長美佐雄委員 そういう意味では、豊見城城址公園のエリアはある一定の広さがあるので、将来的には大型ホテルではなくてコンパクトで、そういった皆さんに対応できるような場所としての開発のあり方もぜひ念頭に入れてほしいということが要望なのと、海外との関係で言うと、多言語で世界中に弟子がいると。そういう皆さんの受け皿として、その点で言えば一般財団法人沖縄コンベンションビューローがとったというのは都合がいいのかと思いますが、それに対応するような施設整備、多言語化に対する、あるいは人材としてもそういった皆さんが働く環境のようなものの整備は必要ではないかと思いますが、どうなっていますか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 展示室などは、英語に限らず多言語化を図っています。今回指定管理者として候補に挙げていますビューローは、その陣容の中にも英語、中国語等々多様な言語に対応できる人材も擁していますので、施設の運営に当たっては、そういった多言語対応をしっかりとやっていくということなどは提案でいただいていますので、対応していけるものと考えています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の請願第4号外1件及び陳情第54号外5件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

前田光幸文化観光スポーツ部長。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

委員のお手元に、経済労働委員会請願及び陳情に関する説明資料を配付しております。1枚目をめくっていただき、目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、請願の継続が1件、新規が1件、陳情は継続が3件、新規が3件となっております。

なお、継続請願1件と、継続陳情3件のうち2件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、新規請願1件について御説明いたします。

請願の経過・処理方針等につきましては、読み上げて説明とさせていただきます。

説明資料の2ページをお開きください。

請願第8号観光客がトイレを探しやすくすることに関する請願。

県では、生活習慣や文化の異なる外国人観光客向けにガイドブックを作成し、商業施設のトイレが無料で使用できることや、トイレの使い方等の周知を図っているところであります。那覇市では指定する特定エリアについて、一般からトイレの提供協力店舗を募集、選定するとともに、その店舗情報を知らせるポスターの掲示や那覇商店街情報ホームページにマップ等の掲載を行っているという聞いております。また、北谷町のアメリカンビレッジにおいては、公衆トイレが少ないことから、商業施設が自主的にトイレの一般開放に協力しているとのことであり、県におきましては、県民の観光意識の高揚を図り、県民が一丸となって観光客を受け入れる体制を構築するため、「めんそーれ沖縄県民運動」を実施しており、観光客が快適にトイレの利用ができるよう、今後とも市町村や地域観光協会等関係機関と連携し、環境整備に努めていきたいと考えております。

次に、処理方針に修正のある継続陳情 1 件について御説明いたします。

なお、修正のある箇所は取り消し線及び下線により表示しております。

説明資料の 3 ページをお開きください。

陳情第54号「しまくとうば教育センター」の設置要請を受け入れた学校教育を行わないよう求める陳情。

この陳情につきましては、平成28年9月に「中期しまくとうば普及推進行動計画」を策定したことにより詳細な取り組みを追記したため、処理方針を変更するものであります。

次に、新規陳情 3 件について御説明いたします。

陳情の経過・処理方針等につきましても、読み上げて説明とさせていただきます。

説明資料の 7 ページをお開きください。

陳情第82号「全琉ハーリー大会」に関する陳情。

県内各地域のハーリー大会の代表や東南アジアの龍舟競争等の代表を一堂に集めて速さを競ったり競演する大会は、競技性を有するスポーツイベントに位置づけられると考えております。県においては、個別の競技大会は各競技団体等が主催し、全県的・総合的な県民体育大会等は県が主催することとしております。なお県では、スポーツツーリズムの振興につながるスポーツイベント等に対して支援する公募事業を実施しており、このようなスポーツイベント等を主催する団体等から支援の申請があれば、適切に対応したいと考えております。

次に、説明資料の 8 ページをお開きください。

陳情第89号の 2 美ぎ島美しや（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情。

スーパーヨット等の誘致については、富裕層市場の獲得に一定の効果が期待できると考えております。スーパーヨットを含む外国籍船の受け入れにおいては、従前、入国管理局、税関、検疫所等への個別の入港申請手続に多くの時間と労力を要しているとの声がありましたが、現時点では入港申請手続が電子システムで一元化され、関係省庁への申請が一度の入力で可能となるなど、国において手続の簡素化が講じられております。今後のスーパーヨットの先島市町村への誘致に向けては、市場規模や経済効果、受け入れに成功しているアジア地域の事例等を調査することとしており、調査結果を踏まえ、県における取り組みの方向性を定めていきたいと考えております。また、港湾インフラの整備については、調査結果や今後の寄港状況等を勘案しながら、港湾管理者等と適宜意見交換を行っていききたいと考えております。

最後に、説明資料の 9 ページをお開きください。

陳情第94号台湾を国として認めるための意見書提出を求める陳情。

国家の承認は、内閣の職務が規定された憲法第73条の第2号「外交関係进行处理すること」に含まれるとされており、具体的には、外務大臣の発議により閣議に諮られ、決定されるものと認識しております。

以上が、文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情に係る処理方針であります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、請願第8号の紹介議員である大城憲幸委員から、請願第8号について経過等内容を説明したいとの申し出があったので、再開して発言を許可することになった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

請願第8号紹介議員である大城委員より説明をお願いします。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 請願第8号につきましては、ごらんになってわかるとおり6名の議員が紹介議員となっています。聞いている方もいらっしゃると思いますが、新聞社の主催で主権者教育の一環として、高校生、大学生、就職して間もない若い皆さんがどのように政治にかかわるかというような政治塾のようなものの一環で、県議会に陳情・請願を出しましょうということで、それぞれ6つのグループでテーマを決めて議論をしています。その議論の陳情・請願をつくる経過の中で各会派の若手議員あるいは新人議員に1人ずつ代表に出てもらい、そのメンバーと意見交換をし、このテーマ、問題についてということで意見交換をして、ぜひ請願をしたいので一緒に考えて、訂正すべきもの、現実的なもの、あるいは問題提起となるもの、その辺の議論を踏まえて8つか9つ、最終的にまとまったところです。基本的には紹介議員になるのは一人一人の判断ではあるのですが、そこに参加した6会派のメンバーで集まって、こういう

経過も含めて、今後の若い皆さんの意気込みも含めて、全員で紹介議員になりましょうということの一環で出てきたものが、この今回の請願第8号である観光客がトイレを探しやすくすることに関する請願であります。この中身については、正直に申し上げて全体的にはほかの請願も見ると場合には、一般のバス会社に対して我々がどこまでかかわれるのかという疑問があったり、費用対効果として疑問がある部分もありましたが、私は個人的には請願第8号については非常に的を射ている請願だと思っています。新聞報道等にもありましており、特に国際通りの中でトイレが不足しているという問題等に若い皆さんが反応をして、先ほど文化観光スポーツ部長から説明があったとおり、県としても市町村と連携してやりますという話をしてはいますが、やはり若者目線で見ただけにはなかなかわかりにくい。それよりは各コンビニにWi-Fiのマークが張られています。ああいった形で、お店の皆さんも余り大きく店の景観を損ねるようなマークでもなく、外国人が見てトイレが使えるとわかるような、全県統一の小さなシールを県が主導して全部に普及したらどうですかという提案でしたので、私はぜひこれは検討すべきものかという趣旨で請願の紹介議員となりました。委員の皆様のご理解をお願いします。

○山内末子委員長 請願第8号について、紹介議員であります大城憲幸委員から補足的に経過等内容について説明していただきました。

それでは質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 今の請願についてですが、まさしくこれは公募に適していると思います。県民からいろいろな知恵を出してもらって、ただトイレというステッカーではなく、沖縄県ではトイレに行きたいときはこういった絵面のマークだということを公募にかけて、県内にも方々に観光協会があるのですから、観光協会の中で議論して一各市町村では商工会議所や商工会もありますから、やはりこれだけウエルカム沖縄といった感じで、沖縄に来てこういう体制で非常によかったよというのであれば、すぐ若者の目線、皆さんの考えですから即対応できるような体制で、逆にこういった公募をかければ学生の皆さん方がいろいろな知恵を出して、そういった絵面のステッカーの作成の提案もあると思いますから、その辺は早急に連携していただいてやっていくべきだと思うのですが、いかがですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 特に外国人観光客の方々の受け入れに当た

って、トイレなどの多言語対応はすごく重要な課題の一つだと思っています。そういった受け入れ体制については、観光施策を推進する行政主体としての県と市町村がありますが、これまでは一定の役割分担を考えて仕事をしてきました。具体的に申し上げますと、個々の受け入れ環境の整備というのはやはりその市町村、それぞれの地域の実情に合わせてやっていく部分があるだろうということで、そこは市町村なり地元の役割ではないか。ただ一方で、例えば全県的に外国人のお客様を快く迎えていきたいと思いますという運動的な部分については、やはり県が旗を振っていくべきだろうということで、具体的には「Be. Okinawa」という外国人向けブランド戦略の展開事業の中で、「ウェルカムんちゅ」運動というものをやっています。それからWi-Fi。Wi-Fiも市町村でも取り組みは一定程度できますが、全県的にフリーWi-Fiという形でやるのが、受け入れに当たってすごく先導的な事業として重要だろうということでやってきました。トイレについては那覇市や一部市町村での取り組みもありますので、そこら辺とどのような形で考えをくっつけていくかというのがありますが、我々は、例えば北部・中部・南部・宮古・八重山、離島を含めてそれぞれの地域ごとに市町村観光協会を交えた会議を持っていますので、そこで実情はどうですか、どういった形でやっていったほうがいいですかというような意見交換をしながら、検討していきたいと思えます。

○島袋大委員 県議会棟も1階はいろいろな外国人が入るから、韓国語、中国語などでトイレトペーパーは流してくださいなどと書いています。やろうと思えばできる体制ですから、ひとつ汗をかいて頑張っていたきたいと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 トイレの整備というのは皆さんの課でやるのですか。観光に絡めて言えば。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 公共用に供するというところでいいますと、例えば道路などで外国人や観光客が多いということに鑑みて、この一帯に整備が必要だという判断は、例えば道路管理者がやるのであれば道路管理者で整備する場合があります。一義的に、例えば観光部門が整備するということはありません。ただ、我々で進めているエコツーリズム—環境保全も図り

ながら観光利用していこうといった地域などでは、先導的な取り組みとして、環境に配慮したトイレの整備などを先導的な事業という形で位置づけてやったりはしています。

○砂川利勝委員 与那国島に海底遺跡があって、船の乗りおりが今、大変なのです。浮き桟橋を整備してほしいという話があるのです。これは漁港漁場課で漁師のものをやるのですが、海底遺跡を見に来るのは全て観光客なのです。そこに障害者などが結構いて、その乗りおりが物すごく支障を来しているらしい。沖縄振興特別推進交付金—ソフト交付金か何かで整備できないかと思っていて、トイレももしつくっているのであれば、そういう流れでできないのかと思っただけで疑問したのですが、どうですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 漁港ということであれば、その漁港管理者と地元の間で少し議論していくことが先かという感じもします。

○砂川利勝委員 その海底遺跡にかかわっている事業者はいろいろと相談しているのですが、基本は管轄は違います。確かに漁港なので水産関係でやるのは当然かと思いますが、名目は観光ですよ。観光に対して水産が整備できるかという、そこも少し矛盾があるのです。海底遺跡というのは今、結構人気があってかなりの方が来ている。そこにやはり観光として整備を……。その専用にしてしまえばいい。そこは漁船は使えない。観光事業者だけがそこは使えるというくらいの連携というか、縦割りではなく横の連携がとれて、それもサービスの一環だと私は思うのです。特に普通の健常者は別に問題はないという話を聞いていますが、障害者も結構このダイビングで海底遺跡を見に行く人がかなりいるという話も聞いているので、何かいい知恵はないのかと疑問しています。何か考えていますか。多分2000万円くらいでできると思います。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 私も実は、先日それに乗ろうと思って与那国島に行ったのですが、台風の影響で乗れずに外から見たのですが、漁港には行っていません。例えばクルーズ船の寄港に際してもそうですが、漁港というのが、縦割りといえれば縦割りなのですが、漁業従事者の利用に供するという目的で予算措置をされているという中で、なかなか制約があるのかと思っただけです。一方で、そうであっても現に観光利用がされているところからすると、関係部局とも確認が必要ですが、一定の条件のもとに認められているのだろうと推察します。そういったことであれば、まず先ほど申し上げましたように、地

元がその事業者の声を酌んで漁場管理者と議論していただき、その辺の議論を踏まえて、我々の観光的なところからの後押しなりが必要だということになれば、意見を申し上げていくというような形でかかわれたらいいのかと思っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 陳情第82号「全琉ハーリー大会」についての陳情の処理方針としては、スポーツツーリズムという位置づけで支援が可能かという記述がありますが、支援の申請があればと。どういった支援のあり方をこの仕組みの中で言っているのかを確認したい。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 県としてスポーツツーリズムをやるためにモデル事業を行っていきまして、その中で民間の方々から応募をしていただいて、審査する形でやっています。例えば、平成27年度には名護市で国際ハーリー大会を開催しまして、名護市観光協会から申請していただき、審査委員会の中で審査した結果という形になっていますので、今回のものにつきましてもどちらかが主催者になって応募していただき、そこで審査した形の中で採択されれば支援できるようになっています。メインとしてはスポーツツーリズムですので、基本的には県外、海外からお客様を呼んでいただくような形の要素を取り入れていただきたいと思います。

○瀬長美佐雄委員 予算的な対応では上限が幾らぐらいでしょうか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 予算としまして、現在のところ新規事業については3分の2ということで約1000万円。新規特別ということで3分の2で上限が2000万円。定着枠として2分の1で上限が800万円。拡充として4分の3で上限が1000万円というような形です。

○瀬長美佐雄委員 世界的に言えばドラゴンボート、ボート自体を統一した形での競技というようになっているのかと思っています。姿勢としては、そういったイベントを組んでもらった形に支援をするという一面と、豊見城市はそうですが、まちおこしの資源として地道に目指してきています。ハーリーの発祥地は豊見城市だという思いで、それに対しては定かではないという言い分もあ

ったり確定はしていませんが。おもしろい視点としては、数百年前に実際に沖縄で中国から来たといわれるハーリーで始まって、あの当時は当然競争ではなく、ハーリー船が中国から来てという歴史的には事実としてあります。言いたいのは、そういった歴史・文化・観光資源化をするという点では、一地方に任せるといことは地域おこしですからそうですが、県としてこのハーリーの文化・歴史を今言う次元に立って、観光客も集められるような視点での取り組みというのは求められるのではないかと考えていますが、歴史的なハーリーという意味での認識を伺いたい。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 全県の状況について、つまびらかに私も把握しているわけではないのですが、ドラゴンボートを起源として沖縄に伝わってきて、例えば豊漁や海の安全、そういったものを祈念する形で始まった文化的なイベントが、現代に至って地域おこしのイベントとして位置づけられながら、ある意味観光資源的な要素も加わってきているものかと思います。そういう意味では、地域地域の魅力を増していくというところがこれからの観光の一つの大きなポイントかと思っております。県はそういった地域地域の取り組みを支援していく、具体的に申し上げますと、先ほど申し上げた事業としての支援であったり、あるいはそれを県外や海外に向けてプロモーションという中で、沖縄のハーリー文化、このようなものがありますという形で紹介することなどが県の役割なのかと思っております。

○瀬長美佐雄委員 そういう意味では、この陳情の主たるものは個々個別、豊見城でも、港川、糸満、それぞれハーリーは歴史として継続している。これを統一した形の魅力として、沖縄の一つの観光資源になり得るのではないかと提起として受けとめていて、一定程度これについても県としてもきちんと、申請待ちではなくて、うまくこういった方向で海外からの観光客も誘致できるような取り組みに発展させるという視点は必要ではないかと思っております。再度確認します。提案としてはどうでしょう。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 私どもがインターネット等で把握した限りで申し上げますと、現在47市町村中、35の市町村で60ほど大会があることが確認できています。繰り返しの部分がありますが、それぞれが地域おこしとして観光資源化も含めて進めているところもありますが、これを一堂に県が主体となって集めてやるというところについては、こういった形でコンセプトを出していくか、ある意味地域で開催されるからこそ地域の魅力として発信できるわ

けですが、これを県としてやる場合にどういったコンセプトでもって、どういった形で魅力をつくっていくかは勉強が必要なのかという感じはします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
山川典二委員。

○山川典二委員 陳情第89号の2美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情のスーパーヨットについて伺います。スーパーヨットの、簡単でいいのですが、定義というのは何でしょうか。

○平敷達也観光整備課長 スーパーヨットについて確たる定義というものは、よく調べたのですが見つからないのですが、一般的にはレジャー用の遊行船で、それが特に豪華な形の船ということで、規模的にいえば、例えばプレジャーボートが全幅が24メートル未満。それ以上の、例えばメガヨットが24メートル以上で、スーパーヨットと言われるものは100メートル以上のものをいうと書いているものもあります。ただ、一般的に言われているメガヨットの24メートル以上のものは、大体総称としてスーパーヨットと言っているようです。

○山川典二委員 スーパーヨットが県内に入った実績を、今現在でいいので教えてください。

○平敷達也観光整備課長 平成27年度ですが、平良港と石垣港において5回のメガヨットなどの寄港実績があると伺っています。

○山川典二委員 今、メガヨットと言いましたが、スーパーヨットとメガヨットの違いは何ですか。

○平敷達也観光整備課長 メガヨットというものは24メートル以上、スーパーヨットは100メートル以上と書いているものもありますが、大体総称で24メートル以上はスーパーヨットなどと言っていることがあります。

○山川典二委員 石垣島、宮古島に来たとき、どういった人たちが来て、どれくらい宿泊して、どれくらい経済効果というか、燃料や食料を入れて落としたお金、一般論でいいのでわかる範囲で教えてください。

○平敷達也観光整備課長 詳しくは把握していませんが、先ほど言った5回の寄港というのは確認していきまして、まず平良港に来た船が平成27年の6月1日から6月29日の約1カ月近くいたということは聞いています。船籍は不明です。また、石垣港に4回来ていますが、そのうち平成27年7月5日に1日だけ来たものがある、船籍がマルタ共和国のものと聞いています。もう一つ、石垣島で平成27年8月11日から8月12日の2日間ですが、これも船籍はマルタ共和国から来たと聞いています。8月14日から8月16日の2日間はケイマン諸島から来た。最後に8月18日の1日だけですが、これもマルタ共和国から来たことを確認しています。聞くと大体1回の寄港で船積みをした後は燃料や食材などを購入されるということで、1800万円から2000万円くらいの規模の額を1回寄港すれば消費すると伺っています。

○山川典二委員 この件については砂川利勝委員も前沖縄担当大臣に陳情したりして、入国審査など非常にうるさかったものがかなり軽減して、今は簡易に出来るようになってきている。実際、石垣島で2000万円近くが落ちたという裏づけも砂川利勝委員から聞きましたが、これは場合によっては、クルーザーもすごいのですが、クルーザー以上にスーパーヨットの地元に対する経済効果というものは非常に可能性を感じますが、実際今、このスーパーヨットの受け入れということに対しての取り組みについては、本会議でもありましたが、具体的に本県の観光振興の上でも受け入れ体制をしっかりとつくるべきだと思いますが、今の段階でどういう取り組みをしているのか、あるいは今後するのか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 スーパーヨット、メガヨット、非常に大きな船で、それを会社なり個人で所有されるということであれば、かなりの富裕層の方々であろうということで、そういった富裕層の誘客がこれから重要になってくると考えています。そういったことについて、アジア経済戦略構想の中でも富裕層の誘致というものを明確に打ち出しています。それを受けまして、我々は今年度、ラグジュアリートラベルビジネス調査というものを今進めています、この一環としてスーパーヨットについて、例えば市場規模がどの程度あるのか、先ほど観光整備課長が答弁した1500万円から2000万円、そういった経済効果であったり、そういった方々を受け入れるに当たっての体制づくり、プロモーションをどういった形でやるのが効果的かなど、こういったことについて受け入れの実績のある先進地と言われるところ、例えば米国フロリダなどの実情を把握しながら誘致戦略、戦術などを今年度から次年度にかけて策定していくこととしています。

○**山川典二委員** ぜひフロリダに行ってください。向こうが先進地域でありますし、世界のクルーズも含めての集積は全部そこにありますのでお願いしたいし、今、話があるように、例えばクルーズ船は断る状況ですが、それはバースがないからですよ。ところがスーパーヨットは、極端に言えば県内の有人島の漁港を整備すれば、全部受け入れられる可能性もある。非常に可能性を感じます。極端に言えばですが、2000万円の経済効果があるということであれば10隻で2億円、100隻で20億円、1000隻で200億円です。1000隻が来る可能性は十分に将来的には見込めると思いますので、この辺は力を入れてお願いしたいと要望します。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○**西銘啓史郎委員** 陳情第54号「しまくとうば教育センター」の設置要請を受け入れた学校教育を行わないように求める陳情の件で質疑します。しまくとうば普及センターの概要を教えてください。

○**茂太強文化振興課長** 中期しまくとうば普及計画をつくっていますが、その中で位置づけた普及センターというところですよ。まず、前期平成25年度から平成27年度までの間、我々はしまくとうばの普及・継承ということでいろいろ広めてきました。その結果、取り組み自体は一定程度成果があったものと考えています。その中でも課題として残ったのが、普及に携わる人材の育成、あるいは人材バンクの設置、活用をコーディネートする人の措置、シンポジウム・講習会の開催、各地域・職場等での活用できる普及ツールの作成、そういったいろいろなものが不十分だということがありまして、そのセンター機能としてそういったものをやろうと。例えば、先生方がきちんと教えることができない学校もありますので、そういったところに話者を派遣するような人材育成をする機能を持ったり、学校現場からもどういった教え方をするのかといった場合に、こちらが相談窓口となってアドバイスを、そういった機能を設置するといったような機能をここで持っていきたいと考えています。

○**西銘啓史郎委員** この場所をどこかに構えるなどをイメージしていたのですが、建物があってその中でやるようなイメージではないのでしょうか。

○茂太強文化振興課長 今、機能という形で考えていまして、新たに何か施設をつくるということでは考えていません。

○西銘啓史郎委員 4ページの資料に5地域ごとの取り組みと書いていますが、5地域というのはどういった地域ですか。

○茂太強文化振興課長 5地域というのは、いわゆるユネスコで言語として今指定されている地域で、国頭地域ではクンジャンクトゥバ、中南部地域ではウチナーグチ、宮古地域ではミヤークフツ、八重山地域ではヤイマムニ、与那国地域ではドゥナンムニの5言語です。

○西銘啓史郎委員 しまくとぅば条例も制定されて、文化としてこれを継承していくというのは大事だと思うので、ただ気になるのが、日ごろどうしても沖縄本島の言葉が使われていて、自分の祖父が久高島、与那国島ということだけではないのですが、5地域と聞いてまだ安心はしましたが、要は地方に残る言葉を継承していくということは大事だと思うので、沖縄本島の言葉だけでなく、きちんと継承できるような仕組みをつくっていただければと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の陳情第86号外3件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、商工労働部関係陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております資料1、平成28年第4回沖縄県議会経済労働委員会陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、新規陳情の4件となっております。

それでは、新規陳情について御説明いたします。

1ページをお開きください。

陳情第86号再生可能エネルギー発電設備から住環境を守ることに関する陳情について御説明いたします。陳情者は大宜味村長宮城功光。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

再生可能エネルギーの導入に向けては、地域住民の理解や自然環境との調和など、地域社会との共生が図られることが重要であると認識しております。そのため、去る2月に全国知事会において、地方自治体の同意を必要とする制度の創設などを国へ要請したところであります。現在、経済産業省では、地域と共生した形で適切に事業が実施できるようガイドラインを策定し、公表しております。県としましては、今後国が策定するガイドラインの周知を図り、市町村等関係機関と連携し適切に対応してまいります。

次の陳情について御説明いたします。

3ページをお開きください。

陳情第102号2016年度最低賃金引き上げに伴う業務委託等に関する陳情について御説明いたします。陳情者は日本労働組合総連合会沖縄連合会会長大城紀夫。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

まず1と2について御説明いたします。

県の業務委託に係る労務単価の積算について関係部署等に確認したところ、国土交通省監修の建築保全業務積算基準及び実態調査結果に基づいた建築保全業務労務単価により適正に積算しており、年度途中の最低賃金引き上げ額に対しても、積算上十分に対応し得るものとなっているとのことです。県としては、今後とも適正な契約金額となるよう取り組んでまいります。

次に、3について御説明いたします。

中小零細企業の支援につきましては、中小企業支援計画に基づく総合的な支援を行い、経営基盤の強化等を図るとともに長時間労働の抑制等労務管理をテーマとするセミナーの開催や専門家派遣等を行い、労働環境改善に努めているところです。県としては、引き続き中小零細企業の支援に取り組んでまいります。

次に、4について御説明いたします。

県民及び企業への最低賃金改定の周知につきましては、県のホームページを初めとする広報媒体を活用するほか、沖縄労働局、使用者団体及び労働団体と連携して取り組んでまいります。

次の陳情について御説明いたします。

5 ページをお開きください。

陳情第120号県発注工事における県内木工事業者への優先発注に関する陳情について御説明いたします。陳情者は沖縄県木工事業協同組合代表理事宮里善作。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

沖縄県では県内企業の育成・強化を図るため、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針を策定し、産業まつりや県産品奨励月間の実施による意識の啓発、分離分割発注等による県内企業の受注機会の確保、国や市町村等に対する要請、建設業者等に対する下請の県内企業優先発注の要請など、さまざまな取り組みを行っているところであります。また、県産建設資材の優先使用に当たっては、特記仕様書の中で「本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造されかつ規格、品質、価格等が適正である場合にはこれを優先して使用する」旨明記することとしております。さらに学校や病院、各部局で使用する庁用物品の調達に当たっては、県産品を優先することとしております。今後とも関係機関等と連携し、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に取り組み、県内企業の育成強化に努めてまいります。

次の陳情について御説明いたします。

7 ページをお開きください。

陳情第121号最低賃金引き上げを求める陳情について御説明いたします。陳情者は日本自治労働組合総連合沖縄事務所所長長尾健治。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

最低賃金の決定については最低賃金法に基づき、都道府県労働局長が、公益、労働者、使用者を代表する同数の委員で構成する最低賃金審議会に調査審議を求め、その意見を聞いて決定しております。国は去る7月に開催された経済財政諮問会議において、「最低賃金を年率3%程度を目途に引き上げ、全国加重平均1000円を目指す」との方針を示すとともに、中小企業・小規模事業者の支援に万全を期すとしており、県としましても国の動向を注視してまいりたいと考えております。なお、沖縄県の非常勤職員の給与については、常勤職員の給与との均衡を考慮して定めることとなっており、その時給については、複雑、困難及び責任の度に応じた職務に対応する常勤職員の給料月額に基づいて定めております。平成26年度から平成28年度においては、常勤職員の給料月額の引上げ改定等に伴って、非常勤職員の時給についても引き上げたところでありま

す。今後とも非常勤職員の給与については、常勤職員の給与との均衡を踏まえた上で定めていくこととなります。下線部分は総務部人事課所管となります。

以上が、商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○山内末子委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 陳情第120号県発注工事における県内木工事業者への優先発注に関する陳情について伺います。この要請に関してですが、県内の木工業者というのはどれくらいあるか把握されていますか。

○山城貴子ものづくり振興課長 工業統計調査によりますと、木製家具製造業をデータとして見ると平成26年で24カ所あります。

○西銘啓史郎委員 商工労働部に限らず、全体的に県産品の使用であったり県内企業への発注であったり、いろいろな予算一括交付金を含めて私は一般質問の中でも申し上げましたが、執行率を上げることも大事ですが、それ以上に県内企業、経済の自立という意味では、県産品の利用、県内企業への発注の度合いを高めるというのは大事だと思います。こういった要請がある中で、もちろんコストが合わないというケースは別としても、こういった事業をする方々を育成するという観点から、こういったプログラムというものがあるのかお聞きしたい。

○屋比久盛敏商工労働部長 南風原町にある沖縄県工芸支援センターに木工科がありまして、毎年七、八名の定員で、これまで20年ほどで200人ほどの方々を人材育成しています。

○西銘啓史郎委員 人材育成した方々の就職先というか、県がそういったお金

を投資した方々の働く場所というものは確保できているのでしょうか。

○屋比久盛敏商工労働部長 年々売上高は減ってきてはいるのですが、卒業生の中にはそういう木工所、先ほど言った事業所に就職する方、もしくは自立して自分で行う方々が出てきています。

○西銘啓史郎委員 私の知り合いでも工業高校を卒業した先生がいて、この方が自分で子供用の木馬をつくっているのですが、なかなかつくる場所がなかったり、いろいろなことを聞いたり、要はこういった技術をもっと生かせる場所がないのかと思っているわけです。もちろん需要がなければ供給も出てこないのでしょうか、県として、県のリュウキュウマツを使ったりいろいろな木材を使用した中で、こういった事業に反映させる方法、何かそういったものを検討されたことはあるのでしょうか。

○屋比久盛敏商工労働部長 陳情のように、県の事業になかなか参入できない、JVではないのですが下請にも入りにくいという要請ですが、強制的に入れるという話はなかなかできないのですが、特記事項の中で県内企業をなるべく参入させるようにと書かれていますので、参入できる可能性は十分にあるかと思えます。

○西銘啓史郎委員 ここから先は県の考え方、もちろん育成という一別にこの事業、事業者だけを育成してほしいということではないのですが、先ほど申し上げたように県内の県産品の利用、いろいろな課題を商工労働部としてきっちり、今後いろいろな業者のヒヤリングも含めてやっていただいて、県内で県産品の利用率を上げる、県内の受注度を上げるという努力をお願いしたいと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 同じく陳情第120号県発注工事における県内木工事業者への優先発注に関する陳情の件ですが、沖縄がこれだけ人口も観光客もふえているのに、こういう地場産業の売り上げが落ちているということは我々大きく反省しなければいけないと思えます。そういう意味では、県としては県内企業の優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づいてやっていると言っています。

商工労働部長は先ほど強制はできないという話をしていましたが、この中には具体的に目標のようなものを数値も掲げてやっけてはいるのでしょうか。

○屋比久盛敏商工労働部長 先ほどの方針の中には、目標値というものは設定していません。主要11品目ということで毎年調査を行っています。大体90%以上という県産品使用のそこら辺の数字があるのもあります。また、低いものもあります。そういう意味で、低いものを何とか上げていこうというような方策も必要かと思っています。最近あちこちの経済団体の方からは、その方針に定められている品目以外のもの—大体は製造業関係の製品が多いもの—ですから、それ以外のものも入れてほしいという要望もあります。

○大城憲幸委員 特に財政も厳しいし、みんないろいろなところが厳しくなってくると、やはり安くていいものというような発想に行くのは自然なのです。ただ、我々は地域経済を強くしなければならぬし、どんなに経済が大きくなって県民所得が上がらなければどうしようもない。それを上げるためには地場産業を育てるといふところに、地域で経済を回すところに立ち返らないといけないと思っていますが、そういう意味では、県から率先して半ば強制になるくらい、あるいは具体的に数字を出してもっと強力にやらないと、何年も前から県産品使用とうたってはいるのだけれども、そこがなかなか上がり切れないと。非常に歯がゆい思いをしているのですが、その辺について実際はどうですか。

○屋比久盛敏商工労働部長 域内資源を使って域内製品をつくって、それを域内の経済で回していくことによって金が回るといふか、それで所得が一好循環ができることが望ましい姿であることは確かです。そこに我々もそういった1つのサイクル、2つのサイクルをつくっていきたいと考えていまして、例えば首里城の赤瓦は1社しかつくっていない。結局、あれもそういう意味では、首里城ができた後なかなか大きな需要が出てこないということで非常に苦しんでいまして、瓦以外の物、コースターなどその辺もつくる、そういった物をつくる、そういう意味の、ある程度別の商品をつくるとか、もっと高付加価値な物をつくるなど、そういったことへ支援もしながら、県産品の奨励に取り組んでいきたいと考えています。

○大城憲幸委員 逆に、県外からすると沖縄は非常に注目のマーケットなものですから、どう県産品の中に少しでも一沖縄に会社を置いて、少しだけ加工し

て県産品に入れようということではいろいろな知恵も出しているやにも聞こえますので、その辺は本当の意味での地域の地場産業をどう育てていくのかというものを、難しい課題ではありますが頑張っていたきたい。これは要望です。

陳情第86号の再生可能エネルギー発電施設から住環境を守ることに関する陳情ですが、議場でも議論がありました。陳情のとおりなのですが、どちらかというところ、県としても国に対しては知事会等で要望はしていますと。そのガイドラインを少し待っていますというように見えるのですが、大宜味村の例は報道もされまして表に出てきていますけれども、実際こういった相談というのはいつごろからどれくらいの件数ふえてきているのか。概略的な状況をお願いします。

○伊集直哉産業政策課長 県に幾つか相談等は寄せられています。太陽光パネルの設置工事によるトラブルという直接的なものではなくて、反射光などが心配だがどこに相談したらいいのか、この太陽光パネルが建物の壁面から60センチメートルくらいに設置されているのだが建築基準法上の問題はないか、あとは大型風力発電施設の相談があるがそれを規制する方法はあるか、といった相談はありました。ただ、太陽光パネルでトラブルが起きているという事例は、県には今のところ入ってきてはいませんでした。

○大城憲幸委員 この陳情に対しては国のガイドラインを待っていますというイメージですが、具体的に県が今すぐできることというのはなかなか見出せないのですか。その辺についてはどうですか。

○伊集直哉産業政策課長 県も事態を重く見ているところもありますが、国も全国で同様の事例が発生していますので、全国18カ所で説明会、意見交換会をやることになっています。来る11月に那覇市で、沖縄県でも開催される予定になっていまして、県としては全市町村に参加を呼びかけて、情報の共有を図っていきたいと考えているところです。

○大城憲幸委員 その件に関しては、今後起こり得る分についてということですよ。これにあるように一番ぱっと思い浮かぶのは、今後、設置する場合には地元自治体の同意を得てやってくださいというところですが、それ以外に今後こういったトラブルを防ぐために、県としてこういう方法も議論していいのではないかというものがほかにありますか。

○伊集直哉産業政策課長 県内の自治体の中で景観の保全という観点から、景観保全条例や計画等を策定している自治体があります。その中で、名護市や糸満市、うるま市の条例等の中では、太陽光のパネルについて届出制度が規定されています。その他の市町村においても景観条例や景観計画等が策定されています。ただ、面積要件が大きなものについて定めているというのがありますので、今後、必要に応じて市町村等から話があれば、所管する土木建築部と連携をしながら計画の見直しなどを一緒に考えていきたいと思っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城武光委員。

○玉城武光委員 陳情第102号2016年最低賃金引き上げに伴う業務委託等に関する陳情の経過・処理方針の中の、建築保全業務積算基準及び実態調査結果に基づいた建築保全業務労務単価により適正に積算しており、年度途中の最低賃金引き上げ額に対しても、積算上十分に対応し得るものとなっていることですが、一般質問もしましたが、県庁内のビルメンテナンス関係のことが御承知のように新聞にも報道されています。その人たちの契約も21円引き上げられた。この単価も十分に対応し得るという答弁でした。そのように言っていますが、実際は新聞報道にあるように、今度の引き上げの21円はこれまでの例としては引き上げ幅が大きくて、対応し切れずに自分たちで引き上げられた分は負担しなければならないという報道があるのです。21円引き上げられた分、十分に対応し得るという契約になっているのですか。

○屋宜宣秀労働政策課長 この労務単価というのはもともと国、公共機関が業務の予算の積算であるとか、予定価格の積算に使用する数値でして、こちらについては国土交通省が各地域の実勢を調べて定めているものです。このうちの建築保全業務については、例えば国を例にとりますと、各地域に置いている庁舎などの警備・清掃等に使うための単価という形で調べて設定していきまして、県においてもそれを使用させていただいているところです。その中で、平成28年度建築保全業務労務単価がありますが、警備員を例にとると、それぞれ3ランク、経験年数、業務の責任の重みによって単価が変わってきますが、沖縄であれば日額8時間設定になっていますが、一番低いもので7500円、清掃は7700円が単価の見本という形になっています。もちろんこれは人件費分になりますので、積算をする場合には、人件費にさらに諸経費率という形で各労務管理をやった上で予定価格を設定し、入札なり何なりにかけるという形になります。

先ほどの清掃員で7700円から一番高いのが10700円という形になるわけですが、7700円のもの8時間ということで仮に割りますと、時給1時間当たり962円余りになりますので、それをもちまして各部局では十分対応し得るだろうと我々は回答をいただいているところです。

○玉城武光委員 今の話の中で諸経費も入っているということです。諸経費が入ったらこの7700円の中で時給単価が900円くらいというのは、諸経費も含めてという話の単価ではないですか。そうではないのか。

○屋宜宣秀労働政策課長 人件費を、それぞれ業務によっていろいろ消耗品などもありますが、そういうものを乗せて、業務によってそのうちのどれの合計の10%、20%という形で別に加える形になると理解しています。

○玉城武光委員 皆さんがそういうことであれば、ビルメンテナンス協会の皆さんがそういうことを言わないと思うのだけれども、この何年か最低賃金が途中で改定されて、何度も県に要請をしたのだが全然聞いてもらえないという報道もあるし、直接聞いてみたのですが、そういうことなんですということなのです。皆さんの言っていることが……。ビルメンテナンスが経費の問題で、経費を引いて最低賃金の計算をしているのか、そこは調べてみないとわからないのだけれども……。

○屋比久盛敏商工労働部長 以前、下請に出したということがあったのですが、最低賃金を下回るという話があり、それをなくすために入札の際のダンピングを防止するために、最低限度の入札価格を設定して、今現在は入札に付していると聞いています。そういう意味では、最低賃金を下回るようなことはないかと聞いています。

○玉城武光委員 最低賃金を上回った賃金でやっているという話ではないです。最低賃金が途中で改定されたら、10月から上げないといけないわけです。最低賃金はこの10月から改定されて、21円上げて七百幾らになる。それをやらないと業者は……。そういうことでその差で苦勞していますという話は理解できるのではないですか。

○屋比久盛敏商工労働部長 上がったから最低賃金以下になるという話ではなくて、上がったも最低賃金以上のものの積算でやられていますということで、

それでそこを改正しなさいという話にはまずならないはずなのです。ただ、そこで最低賃金以下だったら法律的に上げないといけないのですが、そうでなければ上げる必要はないのです。毎年の賃上げが出てくるから苦しいという話でしたら、次年度そういった実態を訴えて、その積算の改定に反映させるような話はできるかと考えます。

○玉城武光委員 私が聞いた話では、その最低賃金の県の査定も上回って査定をしていると、そういうように理解して入札すると言っているのだが、今回の21円というのは、従来と違って上げ幅が大きくて負担が重いですという話です。だからそれはよく聞いていただきたい。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序などについて協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第8号議案沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例の条例議案1件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案の条例議案1件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第17号議案指定管理者の指定について、乙第18号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について及び乙第19号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案から乙第19号議案までの議決議案3件は可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、請願等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、決算特別委員長から依頼のありました本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について及び調査日程についてを議題といたします。

まず、本委員会へ調査依頼のあった決算事項、認定第1号、認定第2号、認

定第3号、認定第4号、認定第9号、認定第10号、認定第11号、認定第12号、認定第14号及び認定第15号を議題といたします。

ただいま議題となりました決算10件については、閉会中に調査することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、調査日程について協議した結果、別添調査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

調査日程につきましては、お手元に配付してあります案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算議案の審査等に関する基本的事項の主な点について説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

本委員会の所管事務に係る決算事項の調査に当たっては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき行うこととし、その他の事項に関しては決算特別委員会と同様に取り扱うこととしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願2件及び陳情10件とお手元に配付してあります決算事項の調査を含む本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程について事務局より説明した後、協議を行った結果、視察調査日程案のとおり実施することで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の場所及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、久米島の台風被害調査について協議を行った結果、山内末子委員長及び山川典二委員を派遣とすることで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、10月17日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 山内末子